

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	66 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 6 月から 57 年 5 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 56 年 3 月に勤務先の会社を退職し、同年 6 月ごろに A 市役所 B 出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をした。

その後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、同出張所の窓口で納付していたと思う。

申立期間について、納付記録が無く、未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 56 年 6 月から 57 年 5 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間について、当時、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人の国民年金の被保険者資格の再取得日が昭和 56 年 6 月 1 日と記録されているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳には、いずれも同年 6 月 27 日付けで住所変更手続の記載があり、そのころ、市役所において申立人の国民年金の再加入手続等が行われたものと推認され、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間のうち、上述の夫の保険料が納付されている期間は、いずれも 12 か月と比較的短期間であるところ、夫の保険料を納付していた申立人が、自身の保険料も同様に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫も未納である。

また、申立人の夫の特殊台帳を見ると、昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの保険料について昭和 58 年度に催告したことを表す「58 催」の押印があるものの、その後、同期間の保険料が納付された事跡^{じせき}は無い。

さらに、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、申立人は昭和 61 年 11 月 20 日に 59 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料を過年度納付していた上、過年度納付された保険料のうち、59 年 4 月から同年 9 月まで（申立期間の一部）の保険料が時効期間納付との理由で、61 年 11 月 27 日付けで還付決議がなされ、その後、保険料が申立人に還付されたことが確認できる^{じせき}ところ、この還付された期間の保険料がその後、納付されたことを示す事跡^{じせき}は無い。

加えて、申立人が、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間のうち、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 56 年 6 月から 57 年 5 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料は、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年12月まで

私は、保管していた領収証書を確認したところ、昭和55年4月から56年3月までの保険料を現年度で納付し、その後、58年ごろ社会保険事務所から郵送されてきた55年1月から同年12月までの納付書で過年度納付をしており、同年4月から同年12月までの9か月が、重複納付になっていたのので社会保険事務所に調査依頼をしたところ、重複する期間の保険料は還付されていると説明を受けた。

しかし、私と夫は、還付の連絡を受けたことも、還付金を受領した覚えも無く、利用していた信用金庫の出納記録にも還付金の記載は無い。3万円以上の還付の話があれば、当時の我が家ではニュースになり記憶に残っているはずである。

さらに、上記で過年度納付した現年度納付と重複していない昭和55年1月から同年3月までの期間は、A市の国民年金被保険者台帳には納付と記録されていたのに、社会保険庁の記録では未納となっていて、平成20年5月まで訂正されていなかった。

私から、今回記録確認の申し出をしなければ、この期間の年金額分が受給できなかったと思うと、そのいいかげんな事務処理は許し難い。保険料を過年度納付し、年金に結び付けようとしたのに、還付を受けたとされているのは到底納得できないし、当時、仮に還付金を受け取ったとしても、その他の未納期間の保険料として納付をした。私の年金の支払い年数を増やしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、重複納付した申立期間の保険料について還付は受けていないと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況を見ると、申立人は申立期間を含む昭和55年4月から56年3月までの保険料の現年度納付領収書及び55年1月から同年12月までの保険料の過年度納付領収書を所持しており、申立期間の保険料を重複納付していたことが確認できる。

一方、申立人の国民年金保険料の還付に関する状況を見ると、社会保険庁の還付整理簿及び特殊台帳の記録から、申立期間の保険料は昭和58年1月に還付決議がなされ、同年2月24日に還付金の支払処理がなされていることが確認できる。

しかし、申立人の昭和56年4月から57年3月までの保険料は未納となっており、還付決議がなされた58年1月の時点では、社会保険庁はこの間の保険料の未納を把握していたものと推定される。制度上、還付決議がなされた保険料は56年4月から57年3月までのうち、還付金額に相当する期間の保険料に充当すべきである。

さらに、A市の国民年金被保険者台帳及び検認記録簿を見ると、還付に関する記録欄には、還付がなされた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料は現年度納付されているにもかかわらず過年度納付書を発行するという、明らかな事務的過誤により重複納付となったものであり、還付記録についても何らかの過誤があったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで

昭和38年4月から39年3月までの保険料は未納扱いになっていたが、保険料領収証があったので、ねんきん特別便が私の手元に届いた後、相談に行った時に、この期間は納付済みに記録訂正された。昭和38年度の保険料の領収証があったにもかかわらず、役所には記録が残っていなかったため、申立期間の保険料も当然納付されていたはずである。また、国民年金手帳の39年度の検認記録欄には領収印が無くても納付の記録になっているのに、申立期間は、検認記録欄に領収印が無いため未納扱いとされているのは納得がいかない。国民年金加入手続及び結婚するまでの保険料納付は母親が行っていたが、結婚後しばらくして母親から私の年金手帳を引き継いだとき、国民年金は全額納付済みであると聞いたことをはっきり覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年2月から結婚するまでの国民年金保険料を母が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳で資格を喪失した平成11年*月まで、申立期間を除き保険料を納付していることが確認でき、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間を含む昭和37年2月から40年3月までの印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、この間の保険料は現年度納付がなされたとは考え難いが、38年4月から39年3月までの期間の保険料は過年度納付の領収証書を所持しており、同年4月から40年3月までの期間の保険料も納付済みの記録となっていることから過

年度納付がなされたものと考えられ、申立期間の保険料についても過年度納付がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に続く昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料は、当初未納の記録となっていたものが、申立人の所持する領収証書に基づき、平成 20 年 7 月に記録訂正されていることから、申立期間の記録管理にも何らかの事務的過誤があったことも否定できない。

加えて、申立期間は 14 か月と比較的短期間であり、申立人及びその母親の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間の保険料を納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年12月まで

私は、昭和45年1月ごろ、妻に国民年金に加入してもらい、申立期間は夫婦二人分を一緒に3か月に1回、継続して市の集金人に納付してもらっていた。それなのに申立期間が未納とされており、納付できない。手帳は当初あったが、私の分だけ平成9年に厚生年金保険の手帳との統合のため社会保険事務所に提出した後、国民年金手帳が返却されなかったため証明するものが無い。保険料は最初一人月350円から450円ぐらいだったかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入した昭和45年1月以降の国民年金保険料については、定期的に妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人とその妻の加入手続時期をみると、夫婦そろって昭和45年3月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。

また、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の妻の納付記録をみると、申立期間は現年度納付済みであることが社会保険庁の特殊台帳、市の被保険者名簿及び申立人の妻が所持する国民年金手帳から確認できるとともに、申立期間直前の昭和45年1月から同年3月までの保険料は夫婦共に現年度納付済みであることが特殊台帳及び市の被保険者名簿から確認できる。

これらの点を踏まえると、加入直後については、夫婦同一の納付形態を取っていたものと推定でき、申立期間についても、妻と同様に、現年度納付がなされていた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、夫と一緒に夫婦で国民年金に加入し、一緒に継続して私が夫婦二人分の保険料を納めてきた。それなのに私の方だけ申立期間が未納とされているのはおかしい。加入手続及び納付した場所についてははっきり覚えていないが、常に夫婦二人分の保険料を納付していた記憶があり、夫婦の片方だけ納付していることは無いはずである。保険料額は100円から150円だったことは記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間である上、申立人の納付記録をみると、国民年金加入期間429か月のうち、申立期間を除く417か月の国民年金保険料は納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立人とその夫の加入手続時期をみると、夫婦そろって昭和37年6月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間の保険料は納付済みとなっていることが社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳から確認でき、国民年金手帳記号番号の払出日から過年度納付されたものと推定できる。

さらに、夫婦共に申立期間に係る国庫金納付書の発付を受けたことが市の被保険者名簿から確認できる。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、行政側の納付勧奨を看過するとは考え難く、申立期間については、夫と同様に、過年度納

付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から56年3月まで

国民年金制度が始まる前の昭和35年10月ごろに、一番上の兄が私の国民年金加入手続をし、昭和44年度までの保険料を納めてくれた。その後は自分で納付を始め、申立期間については集金人に納めたのか、納付書により市役所の支所で納めたのかをはじめ、納付金額など詳しいことは忘れてしまったが、妻が間違いなく納めてくれている。

確かに納めているのに未納とされていることがどうしても納得できず、しっかりと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間342か月のうち、申立期間9か月を除く333か月の保険料を納付済みである上、前納も行っており、保険料の納付を担っていた申立人の兄及び妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間前後は3か月ごとに現年度納付しているほか、昭和59年3月については昭和59年度に催告を受け過年度納付していることが社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録から確認できる。さらに、申立期間についても、56年度に催告を受けていることが同台帳の記録から確認できる。

これらの点を踏まえ、申立人の妻の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、申立期間に係る催告を看過するとは考え難く、社会保険事務所から送付された納付書により過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間うち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

私は、昭和48年1月に会社を退職する際、社長に勧められたので、私が区役所に出向き、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その時に、金額は覚えていないが、国民年金保険料を納付した。2回目以降は、亡くなった妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間が未納とされ、妻が、申立期間のうち、49年1月から納付済みとなっているのは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和48年1月に、申立人が区役所で国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付し、その後は、亡くなった申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、51年10月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、加入手続の時期において申立内容と異なる上、この時点において、申立期間のうち、48年12月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、退職後の昭和48年1月ごろに国民年金の加入手続を行っていたものとする、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻についてみる

と、結婚前の昭和38年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、39年4月から48年3月までの期間において、41年4月から42年3月までの未納期間を除き、免除期間となっているが、申立人の加入手続きが行われたとみられる51年10月の翌月である同年11月に、申立期間のうち、その時点で時効にかかわらず納付が可能であった49年1月から51年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることが申立人の妻の特殊台帳により確認できる。

また、申立人及びその妻の納付記録を比較すると、ともに申立期間直後の昭和51年4月から現年度納付を開始し、55年1月から同年3月までの保険料を同年9月に一緒に過年度納付するとともに、平成5年6月から夫婦同時に国民年金基金に加入していることから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられる上、保険料の納付を開始して以降は、申立人及びその妻共に、保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、申立人の妻が、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの期間について、妻自身の保険料のみを過年度納付し、申立人の当該期間の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年9月から46年12月まで

私は、結婚後の昭和49年11月に、国民健康保険に加入するため、妻と一緒に区役所へ手続に行った際、窓口の職員から国民年金にも加入するよう言われたので、国民年金の加入手続も行った。

その時、職員から「今なら昭和40年9月にさかのぼって納付できる。」との説明を受け、納付金額も思ったより少なかったため、その窓口で昭和40年9月までさかのぼって保険料を一括して納付した。

当時、私は、いつも10万円程度の現金を所持しており、それで十分納付することができたと記憶していることから、納付金額は6万5,000円前後であったように思う。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月に区役所で国民年金の加入手続を行い、その窓口において、申立人が40年9月までさかのぼって保険料を納付したと申し立てているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日を見ると、49年11月ごろに加入手続が行われたものと推定されることから、申立人が加入手続したとする時期と一致する上、当時は特例納付の実施期間中であり、申立期間の保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳を見ると、加入手続を行ったとする昭和49年11月に、申立期間直後の47年1月から49年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人は当時29歳であり、年金受給資格期間を確

保できる状況にあったことから、申立人が過年度納付のみを行う特段の事情は見当たらない上、当該過年度納付の保険料額は1万5,300円であり、申立人の記憶する納付金額と大きく異なっているが、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額を合算すると、おおむね一致する。

さらに、申立人は、区役所窓口における当時の状況について明瞭かつ詳細に記憶しており、当時は区役所窓口において、特例納付を含む国庫金の保険料を受領していた実態があったことから、申立内容に不合理な点はうかがえない上、申立人は、申立期間後の国民年金被保険者期間の保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人が国民年金の加入手続を行った際に、上記の過年度保険料と一緒に、申立期間の保険料を特例納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月から平成 3 年 1 月まで
② 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

私の母は区役所の人に勧められ、国民年金の加入手続を行い、私と父母の3人分の保険料を金融機関窓口で毎月まとめて納付していたが、私と母の分は後日納付したこともあったと聞いた。

確かに納付してきたはずの申立期間の保険料について、父だけが納付済みで私と母の保険料は未納とされている。

申立期間に係る私の保険料を母が納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 5 月 11 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、当時、A市及び管轄社会保険事務所においては、制度上納付可能な過年度保険料の納付書を発行していたところ、申立人の納付記録をみると、申立期間②直前の平成3年2月から4年3月までの国民年金保険料について過年度納付していることが確認できることから、その直後である申立期間②についても過年度保険料の納付書が発行された可能性が高い。

さらに、家族3人分の年金に係る諸手続及び国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の母の保険料納付記録をみると、申立期間を除き完納しており、また、父の納付記録をみても、国民年金と厚生年金保険の変更手続が適切に行

われ、制度開始時から60歳に至るまでの保険料も完納している上、当時の生活状況においても、申立期間②の保険料納付を困難とする事情は見当たらなかった。

これらのことから、家族の年金の種別変更手続及び国民年金保険料納付を適切に行ってきた納付意識の高い申立人の母が、申立期間②直前の平成3年2月から4年3月までの保険料のみを過年度納付し、過年度納付可能な申立期間②の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①について、納付記録をみると、当該期間直後の平成3年2月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、5年4月1日に過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①は36か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間①の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から63年1月までの期間及び平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から63年1月まで
② 昭和63年2月から平成3年1月まで
③ 平成4年4月から5年3月まで

私は区役所の人に勧められ、国民年金の加入手続を行い、私たち夫婦と子供の3人分の保険料を金融機関窓口で毎月まとめて納付していたが、私と子供の分は後日納付したこともあった。

確かに納付してきたはずの保険料について、夫だけが納付済み、私と子供の保険料は未納とされている。

申立期間に係る保険料を私が納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分たち夫婦及び子供の3人分の国民年金保険料について、自身で、毎月あるいは遅れて常に一緒に納付していたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月及び61年4月に2度払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の保険料を納付することは可能である。

そこで、これら家族3人の納付記録をみると、申立期間①については、申立人の夫及び子については納付済みとなっており、納付を担っていた申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間③については、当時、A市及び管轄社会保険事務所においては、制度上納付可能な過年度保険料の納付書を発行していたところ、申立人の納付記録をみると、当該期間直前の納付済期間のうち、平成3年2月及び同年

3月の保険料について過年度納付していることが確認できることから、その後の申立期間③についても過年度保険料の納付書が発行された可能性が高い。

さらに、家族3人分の年金に係る諸手続及び国民年金保険料納付を担っていた申立人の納付記録をみると、申立期間を除き完納しており、また、夫の納付記録をみても、国民年金と厚生年金保険の変更手続が適切に行われ、制度開始時から60歳に至るまでの保険料も完納している上、当時の生活状況においても、申立期間③の保険料納付を困難とする事情は見当たらなかった。

これらのことから、家族の年金変更手続及び国民年金保険料納付を適切に行ってきた納付意識の高い申立人が、申立期間①の保険料について、夫と子の分のみ納付し、自身の保険料を未納のまま放置し、また、申立期間③の保険料について、直前の平成3年2月及び同年3月の保険料のみを過年度納付し、同じく過年度納付が可能な当該期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間②について、納付記録をみると、当該期間直後の平成3年2月及び同年3月の保険料については、納付日が不明であるものの過年度納付していることが確認できる。

また、常に3人分を一緒に納付していたとする申立人の子供の同期間の保険料は平成5年4月1日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の過年度保険料納付日も同日であった可能性が高く、この時点においては、申立期間②の国民年金保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間②は36か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間②の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月から63年1月までの期間及び平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月及び同年6月並びに7年11月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から3年3月まで
② 平成3年8月
③ 平成3年12月
④ 平成4年5月及び同年6月
⑤ 平成7年11月から8年3月まで

私が20歳になった時に、国民年金の案内がA県の自宅に届き、その後、私の母が加入手続を行った。国民年金保険料については、すべて納付していると思っていたが、平成19年7月に年金記録照会を行った時に、未納期間があることを知った。

私がA県に居住している時の申立期間①、②及び③の保険料は母が納付してくれており、B県に戻ってきた平成4年5月以降の申立期間④及び⑤の保険料は私か母が納付していた。

私も母も、保険料納付の記憶はほとんどないが、送付されてきた納付書により必ず納付していたはずである。

平成19年7月に年金記録照会をしたら、4年3月の保険料が重複していることがわかり、還付を受けたが、言わなければそのままであったかと思い、未納期間について、きっちりと調べてもらいたいことから申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間④及び⑤の国民年金保険料について、自身又は母が納付していたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月ごろ及び4年10月ごろの2度払い出されており、これらの手帳記号番号払出時点において、当該期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間④直後の平成4年7月から5年1月までの保険料については、4年12月24日に一括納付していることが確認

できることから、同年10月ごろに納付の意思をもって国民年金加入手続きを行った申立人が、加入当初の2か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間⑤について、申立人の住所履歴をみると、申立人は平成4年7月にA県からB県C市に転居しており、それ以降の保険料は、申立期間⑤を除き完納している。

また、納付記録をみると、C市へ転居して以降、平成15年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金被保険者期間129か月のうち、99か月が現年度納付されており、申立期間⑤の直後の平成8年4月から9年4月までの保険料は現年度納付されている。

さらに、申立人はC市に転居後は、両親と同居しており、生活状況に特段の変化は認められない。

これらのことから、申立人が、5か月と短期間である申立期間⑤の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

次に、申立期間①については、当時、申立人は大学生であったところ、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年7月ごろに資格取得日を同年4月1日として初めて払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①は国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②及び③の国民年金保険料について、申立人は、母親が納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の納付記録をみると、申立期間②の国民年金保険料はいったん、平成5年10月13日に過年度納付されたものの、時効により収納できない期間の保険料であったことから3年10月の保険料に充当されていることが確認できる。

一方、申立期間③直後の平成4年1月の国民年金保険料は、6年2月8日に過年度納付しており、この時点において、申立期間③の保険料は既に時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

このほか、申立人及び申立人の母から申立期間①、②及び③の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年5月及び同年6月並びに7年11月から8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成8年7月について17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和53年10月1日から同年11月1日まで
③ 昭和57年7月1日から同年8月1日まで
④ 昭和62年10月1日から同年11月1日まで
⑤ 平成元年10月1日から同年11月1日まで
⑥ 平成8年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務していた昭和51年1月から54年2月までの期間のうち、51年10月（申立期間①）及び53年10月（申立期間②）の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低い。当時の給与明細書を保管しており、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

B社に勤務していた昭和57年2月から平成2年7月までの期間のうち、57年7月（申立期間③）、62年10月（申立期間④）、及び平成元年10月（申立期間⑤）の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低い。当時の給与明細書を保管しており、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

C社に勤務していた期間のうち、平成8年7月（申立期間⑥）の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低い。当時の給与明細書を保管しており、給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書（平成8年7月分）において確認できる保険料控除額から、平成8年7月について17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、昭和51年10月、53年10月、57年7月、62年10月及び平成元年10月については、申立人提出の給与明細書によると、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額に基づく保険料を控除されていることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成8年3月から同年9月までの期間については36万円、同年10月から9年9月までの期間については34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年3月から9年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に係る被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与と大きく異なっていることが分かった。同社での給与支払明細書は大部分が残っており、その給与支払明細書を見ると、総支給額から求められる標準報酬月額とは異なる標準報酬月額で保険料が控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年3月から同年9月までの期間については36万円とし、同年10月から9年9月までの期間については34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成8年3月から9年9月までの期間について、給与支払明細書において

確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年3月から8年2月までの期間については、当該期間の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年10月については、申立人は、「当該期間の給与は事業主から支給されなかったため、労働基準監督署で手続を行い、未払賃金の立替払いを受けた。」と陳述している。これについては、賃金の支払の確保等に関する法律に基づき、企業の倒産等により賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払賃金の一部を国が立替払いする制度が適用されたものと推認され、当該制度により立替払いされた未払賃金からは厚生年金保険料が源泉控除されることは無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年3月から8年2月までの期間及び9年10月については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月21日から同年10月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月21日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を4万8,000円、同年9月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月21日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和47年12月末まで勤務し、また、厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる同年9月及び同年10月分の給料明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和47年9月及び同年10月分の給料明細書並びに雇用保険の記録(離職日は、昭和47年10月20日。)により、申立人がA社に、申立期間のうち、同年8月21日から同年10月20日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、昭和47年8月は4万8,000円、同年9月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和47年8月21日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出したとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月21日から同年12月31日までの期間については、申立人が入社時から同年10月分までの給料明細書についてはすべて所持しているところ、当該期間についてのみ明細書が無い上、A社は、「当時の賃金台帳等の記録は残っておらず、当時の事情が分かる者もない。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、雇用保険の記録において、昭和47年10月20日に離職の届けが出ていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和47年10月21日から同年12月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 25 日から 37 年 8 月 31 日まで
② 昭和 37 年 8 月 31 日から 38 年 8 月 26 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 6 日から 41 年 4 月 20 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

C社を退職する時、脱退手当金の説明は受けていないし、脱退手当金の給付制度そのものを知らなかった。

私が初めて社会保険事務所へ行ったのは 60 歳になってからである。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるC社は、脱退手当金の代理請求を行っていないと回答している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿(原票)に記載されている申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性15名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できたのは4名と少なく、また、被保険者資格の喪失日から支給決定日までの期間をみると、うち2名は1年程度経過後となっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月1日から同年3月22日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本店における資格喪失日に係る記録を同年3月22日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月1日から同年3月22日まで
② 昭和44年9月2日から45年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間①は、A社に勤務していた期間で、B本店からC支店へ転勤した時期であり、継続して勤務していた。

申立期間②は、勤務していたD社から話があり、E社で勤務することになった期間であるが、申立期間の給与はD社から支払われていたことは間違いない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が当該期間もA社に継続して勤務し(昭和42年3月22日にA社B本店から同社C店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年2月の標準報酬月額については、申立人のA社B本店における同年1月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、当該期間の給与はD社から支給され、厚生年金保険にも継続して加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に同社からE社に異動した申立人を含む6人は、いずれも昭和44年9月2日に被保険者資格を喪失しており、同年10月の標準報酬月額の時決定についても、取消しをされていることが確認できる。

また、D社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主及び経理担当者は、申立期間に係る給与が支払われたか否かは不明であるとしている。

さらに、申立人のDにおける雇用保険の記録をみると、申立人は、昭和44年8月31日に被保険者資格を喪失しており、社会保険事務所における厚生年金保険の記録とほぼ一致する。

加えて、E社は、昭和44年3月8日に設立登記されていることが商業登記簿により確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは45年1月1日であり当該期間は適用事業所ではない上、同社は52年8月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主及び役員は所在不明のため、これらの者から当該期間に係る保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年5月4日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、高校を卒業した昭和29年4月1日から勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に同社C支店で被保険者資格を取得している複数の同僚は、自身が記憶する同社入社日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、B社は、「支店の手続に事務的過誤があったと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 4698

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月7日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。しかし、同事業所には、高校を卒業後、正職員になる前提で昭和40年4月7日から同年9月30日まで臨時雇用員として勤務した。申立期間の保険料控除が確認できる給与支給明細書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社B事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和20年4月5日、資格喪失日は同年5月14日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月から同年10月1日まで
② 昭和21年7月30日から23年4月まで
③ 昭和23年5月から31年2月まで

私は、高等小学校を1年で中退した後、昭和20年4月から23年3月までA社で働いていた。また、D社の下請会社のC事業所等で同年5月から31年2月まで働いていた。社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険加入期間とされていないのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が、昭和20年4月5日に被保険者資格を取得し、同年5月14日に被保険者資格を喪失したことが確認できるが、同名簿の「厚生年金保険記号番号」の欄が空欄であるため、健康保険の被保険者であったことのみ確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、高等小学校を中退して、縁故採用により入社した。健康保険法の適用はあっても厚生年金保険法の被保険者には該当しない勤労働員学徒ではない。」としている。

また、当該被保険者名簿の備考欄に「動員学童」と記載されている被保険者の「厚生年金保険記号番号」の欄には斜線が引かれていることが確認できるところ、申立人には当該記載が無く、「厚生年金保険記号番号」の欄には斜線が引かれていないことから、申立人は、厚生年金保険法の被保険者であったと考えるのが相当である。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、昭和20年1月以降に資格を取得した者27人については、申立人を含む22人が「厚生年金保険記号番号」の

欄が空欄となっており厚生年金保険の記号番号が記載されていないところ、これらの者の生年月日から明らかに動員学徒とは考え難い者が多数含まれているほか、上述のとおり、申立人についても、「動員学童」との記載が無いにもかかわらず、「厚生年金保険記号番号」が記載されていないといった矛盾があることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月14日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和20年4月の標準報酬月額は、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から30円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和20年5月14日から同年10月1日までの期間について、社会保険事務所の記録によると、A社は同年5月14日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、同年10月1日に再度適用事業所となっていることが確認できることから、同社の社史によると、当該期間はいったん会社が解散されていた旨の記述があることから、申立期間①のうち、同年5月14日から同年10月1日までの期間は適用事業所ではない。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和20年5月14日から同年10月1日までの期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、A社は、申立期間に係る資料を保存していないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人が名前を挙げたE職である同僚は既に亡くなっているほか、当該被保険者名簿から抽出調査した16人の従業員も既に亡くなっているか、所在不明などのため、これらの者から当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人が勤務していたとするC事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、当該事業所の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年4月5日から同年5月14日までの期間を除いた期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4700

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年8月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から同年8月30日まで

私は、A社で平成7年5月1日から同年8月30日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA社において、平成7年4月1日から同年8月28日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成7年7月31日に厚生年金保険の適用事業所では無くなった旨の処理がされているが、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、9年9月9日付けの処理日で、7年8月30日から同年7月31日に遡^{そきゅう}及訂正されたことが確認できる。

また、当該訂正前の記録から、A社は、申立期間も当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所では無くなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の日である同年8月30日とすることが妥当であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年6月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から同年8月1日まで

私は、昭和44年8月1日から平成8年8月1日までA社で勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者期間のうち、同年1月1日から同年8月1日までの標準報酬月額が59万円から15万円に^{さかのぼ}って訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する59万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年8月1日）の後の平成8年8月5日付けで、同年1月1日に^{そきゅう}遡及して標準報酬月額を15万円に引き下げて訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このように^{そきゅう}遡及して記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無い。

また、申立人はA社で取締役^{そきゅう}に就任しているものの、B業務部門の専任であり、社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の訂正等について知り得る立場ではなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年1月21日であると認められることから、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和54年11月及び同年12月の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和54年10月31日から55年1月21日まで
③ 昭和55年1月21日から同年6月11日まで

私は、昭和54年6月1日からA社に勤務し、同社が55年1月21日にB社に社名変更した後も同年6月10日まで継続して勤務したが、社会保険庁の記録では、A社において54年10月の1か月だけ厚生年金保険に加入していたこととされている。

申立期間①、②及び③の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間②直前の昭和54年10月31日にA社での厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、雇用保険加入記録から、申立人は、55年1月20日までA社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、昭和54年10月31日に適用事業所では無くなった旨の処理が55年3月13日に行われており、同日に申立人を含む14人の被保険者資格喪失日を54年10月31日と遡^{さかの}及して訂正する処理が行われていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。さらに、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所で無く

なったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年10月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である55年1月21日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年10月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険加入記録から、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが認められるものの、同社は、昭和54年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間①において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、A社の事業主は、「A社のC工場を稼働させるために昭和54年9月ごろに従業員を増やしたので、厚生年金保険の加入手続を行った。適用事業所では無かった期間の厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

申立期間③について、雇用保険加入記録から、申立人は、B社に勤務していたことが認められるものの、同社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、B社はA社が名称変更した事業所と申し立てているが、両社は別法人であることが商業登記簿から確認できるとともに、B社の事業主は、「B社の正社員は3人であった。」と陳述しており、同社は、適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、B社の事業主からは、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除に関する陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 37 年 6 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 32 年 3 月 25 日から 37 年 6 月 21 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年後の昭和 38 年 6 月 15 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 17 日から 39 年 3 月 4 日まで
② 昭和 39 年 3 月 4 日から 41 年 1 月 22 日まで

社会保険庁の記録では、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、管轄社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に被保険者資格を喪失しており、社会保険庁の記録において、脱退手当金の支給が確認できた14人の同僚の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるが、申立人の欄にはその表示が無い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と197円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月31日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和25年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年4月1日から28年1月13日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を27年4月1日に訂正し、同年4月から同年12月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和27年4月から同年12月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和26年4月29日から28年1月13日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入期間が無いとの回答を受けた。A事業所、C社及びB社において厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の陳述内容及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA事業所及びC社に継続して勤務し（昭和25年8月1日にA事業所からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和25年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事

務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、複数の従業員の証言から、申立人は、申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和27年4月1日以前より同社に勤務していたとする複数の社員は、社会保険庁の記録において、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人と同一日(昭和26年4月29日)にC社を退職し申立人をB社に誘ったとされる同僚は、社会保険庁の記録において、昭和27年4月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。加えて、同僚のうち一人は、「申立人及び申立人を同社に誘ったとされる同僚は、昭和26年8月ごろ既に同社に在籍していた。」旨陳述しており、当該陳述をしている同僚も同社の新規適用日である同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和27年4月1日から28年1月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和27年4月1日から28年1月13日までの期間に係る標準報酬月額については、B社における同僚の27年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和61年12月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事業は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和26年4月29日から27年4月1日までの期間については、B社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該期間に係る厚生年金保険の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和26年4月29日から27年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年3月まで

私が20歳になった昭和42年ごろ、母がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

私は、申立期間当時、B市に住んで大学に通学していたが、実家に帰省するたびに母から、私の国民年金保険料を納付していたと聞かされていたので、母が定期的に私の保険料を納付してくれていたと思っている。

私は、申立期間当時、保険料の納付についてすべて母親に任せていたため、申立期間の保険料額及び納付方法等詳細は分からないが、母は私の申立期間の保険料を納付してくれていたと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した昭和42年ごろに、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、その母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、平成12年9月に国民年金第3号被保険者資格を取得しているが、その際、申立期間の申立人の国民年金資格が未加入から強制加入期間の未納期間に訂正されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳にもこれに符合する記載があることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、当時、保険料を納付することができない上、申立人が申立期間の国民年金被保険者資格を取得した同年9月の時点では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間は、基礎年金制度が導入される前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入して国民年金手帳記号番号が払い出

されていることが必要であるが、申立人に係る氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人の住民票が登録されていたとされるA市を管轄するC社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認したが、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続、申立期間に係る保険料納付手続などに直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況及び申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人の母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和36年4月から49年3月までの期間、57年1月から同年4月までの期間、平成5年5月、同年8月及び同年10月から11年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和49年4月から56年12月までの期間、57年5月から平成5年4月までの期間、同年6月及び同年7月並びに同年9月の保険料については、社会保険庁の記録では納付済みとされていることから、納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成11年12月まで

A市B区在住の昭和36年4月から56年12月までの期間及びC市在住の57年1月から61年3月までの期間の保険料は、いずれも私自身がD金融機関E支店で納付した。また、同年4月から平成7年6月までの保険料は、私自身がF社会保険事務所で納付している。同年7月から8年2月までの保険料はG社から、同年3月から11年6月までの保険料はH社から納付されているはずである。昭和42年10月から同年12月までの期間及び56年10月から57年1月までの期間の計7か月以外はすべて保険料を納付しているはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和42年10月から同年12月までの期間及び56年10月から57年1月までの期間の計7か月を除き、36年4月から平成11年12月まで、継続して国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の社会保険庁の記録をみると、申立期間のうち、昭和49年4月から56年12月までの期間、57年5月から平成5年4月までの期間、同年6月及び同年7月、並びに同年9月の保険料は納付済みとなっており、また、7年7月から8年2月は厚生年金保険加入期間となっているが、その他の期間

は未納の記録となっている。

次に、申立人の国民年金の加入状況をみると、昭和36年4月にI社会保険事務所（現在は、J社会保険事務所。）から払い出された手帳記号番号と51年2月にK社会保険事務所（現在は、L社会保険事務所。）から払い出された手帳記号番号の二つの手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

しかし、I社会保険事務所の手帳記号番号払出簿には「不在消除」と記載されていることから、最初に払い出された手帳記号番号で納付されたとは考え難い。また、K社会保険事務所から払い出された手帳記号番号では、申立期間のうち、昭和36年4月から48年12月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上納付できない期間となる上、A市では昭和47年度までの保険料納付方法は印紙検認方式であり、昭和36年4月から金融機関で納付していたとする陳述とは符合しないとともに、49年1月から同年3月までの保険料は払出時点において過年度納付が可能であるが、申立書には納付方法その他、過年度納付の可能性を示す記載が無く、過年度納付が行われた事情は酌み取ることができない。

申立期間のうち、昭和57年1月から同年4月までの保険料については、昭和58年度に催告を行っていることが特殊台帳より確認でき、この期間の保険料を現年度納付していなかったと推測できる上、申立書の記載からは過年度納付が行われたとの事情を酌み取ることができない。

申立期間のうち、平成5年5月、同年8月及び同年10月から7年6月までの期間の保険料について、申立人はこれらの期間を含む昭和61年4月から平成7年6月までの期間の保険料をF社会保険事務所で納付したと申し立てているが、当時、社会保険事務所では前納の場合を除いて保険料の受領を行っていない上、申立人が当時在住していたC市は当時、L社会保険事務所の管轄であり、たとえ前納であっても管轄外の社会保険事務所で保険料を納付することはできないことから、申立内容と符合しない。

申立期間のうち、平成7年7月から8年2月までの保険料については、この期間、申立人は厚生年金保険に加入していることから、国民年金保険料を納付する必要が無く、勤務先を通して保険料を納付していたとは考え難い。

申立期間のうち、平成8年3月から11年12月までの保険料については、L市の国民年金被保険者記録より、同年10月6日付けの社会保険事務所からの転入事実調査票に基づき、同年10月20日に職権転入処理をしたことが確認できることから、申立人がL市への転居の際、国民年金に関する転居手続きを行っていないことが分かり、継続的に保険料を納付していたとは考え難い上、申立人は、当時勤務していたG社から納付されているはずであると申し立てているが、同社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、また、国民年金は個人で加入するものであり、同社が申立人の国民年金保険料を納付し

たとは考え難い。

さらに、申立人が未納を認めている期間のうち、昭和 56 年 10 月から同年 12 月の保険料は社会保険庁の記録では納付済期間となっていること等から、申立人に当時の事情等を確認すべく、再三にわたり電話・文書で連絡を取ろうとしたが、申立人からの連絡は無く、当時の事情等を明らかにすることはできなかった。

加えて、申立人は、保険料を納付したことを示す資料として、被保険者記録照会画面写し及び国民年金手帳の写しを添付しているが、この被保険者記録照会画面写しはオンラインデータと符合せず、L 社会保険事務所に存在しない歳入徴収官印が押されているなど不自然な点が多く、真正なものとは認め難い。また、年金手帳の写しも保険料納付を確認できるものではない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧名も含め、別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに申立人が、申立期間のうち、未納の記録となっている期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの期間、57 年 1 月から同年 4 月までの期間、平成 5 年 5 月、同年 8 月及び同年 10 月から 11 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から45年3月まで

昭和39年10月に結婚して、40年ぐらいに夫がA市役所で国民年金の加入手続をしたと思う。A市に居住していたころ、友人から国民年金保険料の未納分をまとめて納付した話を聞き、私も保険料の未納分をまとめて納付した。当時の保険料額は月額100円だったので、4年分ぐらいまとめて保険料を納付した記憶がある。その後は、自宅に集金人が来て、その方に保険料を納付していた。50年にB市C区へ引っ越しをして、61年に災害を被り証拠書類は焼失した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していたころ、友人から国民年金保険料の未納分をまとめて納付した話を聞き、当時の保険料額は月額100円だったので、4年分ぐらいまとめて未納分の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和43年1月に手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、このころ加入手続を行ったものと推定でき、40年ごろ加入手続をしたとする陳述と符合しない。

また、申立人の資格記録をみると、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金加入日が、当初昭和36年4月1日となっていたものが、平成16年7月1日に昭和39年8月1日へ変更されていることが確認できるが、保険料をさかのぼって納付する場合、過去の厚生年金保険加入期間を確認するのが通常であり、仮に、申立期間の保険料を納付したのであれば、この時点で国民年金加入時期の訂正が行われると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、保険料をさかのぼって納付した後は、集金人に納付していたと陳述しているところ、申立人の納付状況をみると、昭和45年4月から保険料が現年度納付されていることから、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする時期は、同年4月ごろと考えられる。当時、申立内容どおりに、過去の未納となっている保険料を、当時の保険料額でさかのぼって納付する制度が実施されていたが、申立人の友人は、申立人に保険料をさかのぼって納付できる話はしたもの、申立人が実際に納付したかどうかは知らないと陳述しており、申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を聞くことはできなかった。

加えて、申立人は、納付したとする保険料額及び納付方法などの記憶が定かでなく、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

結婚してA市からB市に転居したが、当時、近所の集金人からしつこく国民年金に加入するように勧められて加入した。夫も国民年金には未加入だったので、その時に夫婦一緒に加入した。加入したらすぐに、夫婦二人分の昭和36年度の保険料2,400円を自宅で集金人に納付した。その数か月後に集金人が自宅に来て、37年度の保険料を納付した。また、その数か月後にも38年度の保険料を同じように納付した。39年度及び40年度の保険料の納付方法は忘れたが、納付したのは間違いない。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居後、近所の集金人からしつこく国民年金に加入するように勧められて加入し、昭和38年度までの保険料はさかのぼって納付し、39年度及び40年度の保険料の納付方法は忘れたが、納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年7月20日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推定される。この場合、36年4月から38年3月までの保険料は時効により制度上、納付できないほか、同年4月から40年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、過年度保険料は集金人に納付できないため、自宅にて保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、この国民年金加入手続は強制適用による手続であると推測される上、特殊台帳を見ると、国民年金加入手続後の申立期間は保険料が納付されておらず、続く昭和41年4月から42年3月までの保険料は申請免除となっているこ

とから、当時、保険料納付が滞る何らかの事情があったものと考えられる。

さらに、申立期間は60か月と長期間である上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間は未納の記録となっており、行政側がこれだけの長期にわたり夫婦二人分共に事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、申立人は、保険料をさかのぼって納付した際には、現金で1年分納付し、横長で12か月の領収欄がある領収書に、各月の欄に領収印を押してもらい、その領収書を受け取ったと陳述しているが、当時はそのような納付書及び収納方法は存在せず、ほかの納付に関する記憶違いであることも否定できない。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわず形跡は無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から58年3月まで

先に勤めていた会社を退職してすぐに再就職したが、その会社は厚生年金保険が適用されていなかったため老後が心配になり、妻と相談して国民年金に加入したと思う。再就職してすぐに加入手続をしたように思うが、手続については、はっきりとは覚えていない。妻は、私が厚生年金保険に加入している期間も国民年金に加入しており、申立期間の保険料は妻の分と一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、再就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、再就職後すぐに国民年金に加入し、加入後の国民年金保険料を妻の分と一緒に夫婦二人分を継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和58年11月4日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿より確認できる。また、申立人の前後の手帳記号番号の任意加入者の加入日から、申立人の国民年金加入手続が同年10月24日から同年10月28日の間に行われたことが確認でき、加入手続時点において、申立期間のうち、56年6月以前の保険料は、時効により制度上保険料を納付できない上、同年7月から58年3月までの保険料は過年度納付しかできず、妻の保険料とともに集金人に現年度納付していたとの陳述に符合しない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人

に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続について、申立人及びその妻の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの期間及び39年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月から36年3月まで
② 昭和39年4月から42年3月まで

昭和35年10月に市役所から女性職員が来て国民年金に加入し、その後、51年4月まで継続的に納付した。夫の年金については義父が経営していた工場に加入し、保険料納付を行って来ていたため、私は自分の分だけ納付し、保険料納付を行っていた。当時は3か月に1回の納付で、申立期間の保険料はいずれも集金人に納付していた。

納付漏れもあったかもしれないが、その分は、夫の死後、昭和43年1月にまとめて納付した。申立期間が未納とされているのは、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月に国民年金に加入し、以後、51年10月まで継続的に納付しており、集金人に納付できなかった保険料は夫の死後、43年1月にまとめて納付したと申し立てている。

しかし、国民年金制度は昭和35年10月より加入手続を開始しているものの、保険料の徴収開始は36年4月からであり、申立期間①は保険料徴収開始以前にあたることから、保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②について、申立人の国民年金の加入状況をみると、申立人は昭和36年5月22日に夫と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、手帳記号番号払出簿より確認できる。したがって、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であるが、申立人は夫の死後、43年4月にA市B支所に母子年金の受給手続に行ったところ、既に手続の期限切れであると言われ、受給できなかったと陳述している。申立人の場合、母子年金を受給するには、

申立人の国民年金被保険者期間について、i) 基準月（申立人の場合、昭和42年10月。）の前1年間（昭和41年10月から42年9月まで。）が保険料納付期間であること、ii) 基準月の前3年間（昭和39年10月から42年9月まで。）が保険料納付済期間又は保険料免除期間であること、のいずれかを満たす必要がある。仮に、申立期間②が納付済みであれば、これらの要件を満たしており、手続が同年4月以降であっても母子年金を受給することができたと考えられ、当時のA市の被保険者台帳においても、申立期間②は納付済みの記録とはなっていないと推測される。

また、申立人所持の年金手帳より、昭和42年度分保険料を昭和43年1月16日にまとめて納付していることが確認できる。この納付時点では、40年10月から42年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は当時、年金手帳に検認印を押してもらった以外に領収証書を受け取った記憶は無い上、過年度保険料を収納できなかった市の窓口で保険料を納付したと陳述しており、過年度納付したとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、結婚した直後の昭和46年7月ごろ、A市役所で妻と共に国民健康保険に加入した時に、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。その後、48年3月までは集金人に、同年4月から50年3月までは金融機関で妻が夫婦二人分の保険料を納付した。また、49年4月から50年3月までの申請免除については、私も妻も手続した記憶が無く保険料は納付していたはずである。申立期間の保険料が未納及び免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月ごろに妻と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については妻が夫婦二人分を納付し、また、この期間に含まれる49年4月から50年3月までについては、免除申請の手続をした記憶は無く、この期間の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月30日に払い出されていることが社会保険庁の手帳記号番号払出簿から確認できるが、申立人の妻の手帳記号番号払出日が46年7月16日となっていることから、夫婦が同時に加入手続をしたとの陳述と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの保険料は現年度納付することはできず、申立期間の保険料は、夫婦二人分を一緒に申立人の妻が現年度納付していたとの陳述と符合しない上、夫婦の納付状況をみると、申立期間直後の50年4月から同年6月までの申立人の保険料は集金人に納付しているが、妻の保険料は金融機関で納付しており、夫婦の納付方法が異なっていたものが、その後の同年7月以降は夫婦と一緒に夫婦二人分を納付していることが確認できることから、申

立人の納付は同年4月から始まったとみるのが自然である。

さらに、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付についての記憶が定かでないほか、申立人の妻からも、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、昭和49年4月から50年3月までの申請免除については、その直前が未納の記録となっていることから、当時、保険料納付が滞る事情があったことが推察される。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、申立期間の居住地を管轄する社会保険事務所において手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から42年3月まで

私は、住み込みで働いていた昭和36年9月ごろに、国民年金に入らないといけないと雇い主に言われ、奥さんに加入手続をしてもらった。月額200円の保険料を給料から天引きされ、奥さんが女性の集金人に渡していたことを覚えている。同年9月から42年3月までの保険料は納付されているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月ごろに雇い主の勧めで国民年金の加入手続を行い、保険料は雇い主が給料から天引きし納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和42年3月31日に元夫と夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、36年9月から39年12月までの保険料は時効により納付できず、40年1月から42年3月までの保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であるが、申立人はまとめ払いをした記憶は無いと陳述している。

また、申立人は、国民年金の加入手続をしてくれたとする雇い主の妻からは、年金手帳を受けとった記憶が無いと陳述している上、給料からは保険料として200円を天引きされており、納付時に領収書を受け取ったことがあると陳述しているが、申立期間当時の納付方式及び保険料額とも符合しておらず、申立人の陳述からは、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み

方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容を確認したがその形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から14年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年6月から14年8月まで
会社を退職した直後の平成10年6月ごろにA市役所で加入手続をした。その時に、収入が無くなったと窓口で相談すると、免除申請を勧められたので、夫婦二人の免除を申請し承認を受けた。その後も毎年6月ごろに妻と一緒に同様の申請を行い、承認を受けており、督促で納付書が送られてきた記憶も無い。

息子についても、申立期間の前後の時期に私たち夫婦と同じように免除申請を行ったが、息子はきちんと記録されているのに、私たちが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年6月ごろに加入手続を行い、その際、夫婦二人分の保険料の免除を申請し、その後も毎年6月ごろに免除申請して承認を受けてきたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立期間当時、A市に居住していた申立人が免除申請を行うためには、同市において資格取得届を提出する必要があった。しかし、同市では、国民年金制度発足時から平成14年3月までの間に、同市において資格取得届を提出した者について被保険者名簿を作成、保存しているが、申立人について同名簿は存在せず、同年3月までの間に同市において資格取得届がなされた形跡は見られない。

また、申立人夫婦の免除記録をみると、平成14年10月31日に夫婦で初めて免除申請を行い、申立人は同年9月から15年5月まで、申立人の妻は14年9月から15年6月までの期間で承認されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるものの、夫婦二人について申立期間の免除記録は見当

たらず、一緒に免除申請したとする申立人の妻の納付記録も、申立人と同様、未納となっている。

さらに、申立人に対しては平成16年2月12日に、その妻には15年1月27日にそれぞれ国庫金納付書が作成されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この点については、申立期間のうち、時効が完成していなかった、申立人は14年1月以降分について、申立人の妻は13年1月以降分について催告されたものと推定できるなど、免除承認されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、口頭意見陳述において、市の国民年金窓口で勧められ平成10年6月ごろに半額免除を申請したと陳述しているところ、半額免除の運用が始まったのは平成14年度からであり、当時の制度とは整合しない。

また、申立人が申立期間について免除申請の承認を受けるためには、少なくとも5回の申請が必要であり、行政側が夫婦そろってこれほど誤った事務処理を繰り返すとは考え難い。

そのほか、別の手帳記号番号による免除承認の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の免除承認をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から14年8月までの国民年金保険料については、免除されているものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年6月から14年8月まで

夫が会社を退職した直後の平成10年6月ごろにA市役所で第3号から第1号への種別変更手続きをした。その時に、夫の収入が無くなったと窓口に相談すると、免除申請を勧められたので、夫婦二人の免除を申請し承認を受けた。その後も毎年6月ごろに夫と一緒に同様の申請を行い、承認を受けており、督促で納付書が送られてきた記憶も無い。

息子についても、申立期間前後の時期に私たち夫婦と同じように免除申請を行ったが、息子はきちんと記録されているのに、私たちが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年6月ごろに種別変更手続きを行い、その際、夫が夫婦二人の免除を申請し、その後も毎年6月ごろに免除申請して承認を受けてきたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、第3号被保険者であった申立人が免除申請を行うために必要な第1号被保険者への種別変更手続き時期をみると、申立人の夫が平成10年6月30日に厚生年金保険に係る資格を喪失したことに伴い、申立人に対し同年8月26日に「第1号被保険者該当勧奨対象者」としてリストが作成され、これに基づく勧奨を受けて、同年9月14日に種別変更手続きを行っていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、同年6月ごろに免除申請を行ったとする陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の免除手続きを行っていたとする申立人の夫が、申立期間について免除申請を行うためには、厚生年金保険に係る資格喪失後、直ちに、A市において国民年金に係る資格取得届を提出する必要がある。しかし、同市

では、国民年金制度発足時から平成14年3月までの間に、同市において資格取得届を提出した者について被保険者名簿を作成、保存しているが、申立人の夫について同名簿は存在せず、同年3月までの間に同市において資格取得届がなされた形跡は見られない。

さらに、申立人夫婦の免除記録をみると、平成14年10月31日に夫婦で初めて免除申請を行い、申立人は同年9月から15年6月まで、申立人の夫は14年9月から15年5月までの期間で承認されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるものの、夫婦二人について申立期間の免除記録は見当たらず、一緒に免除申請したとする申立人の夫の納付記録も、申立人と同様、未納となっている。

加えて、申立人に対しては平成15年1月27日に、申立人の夫に対しては16年2月12日にそれぞれ国庫金納付書が作成されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この点については、申立期間のうち、時効が完成していなかった、申立人は13年1月以降分について、申立人の夫は14年1月以降分について催告がなされたものと推定でき、免除承認されていた形跡はうかがえない。

そのほか、申立人が申立期間について免除申請の承認を受けるためには、少なくとも5回の申請が必要であり、行政側が夫婦そろってこれほど誤った事務的処理を繰り返すとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び50年2月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和50年2月から52年3月まで

私は、昭和45年ごろまで学生だったので、43年4月に母が国民年金への加入手続を行い、同年4月から46年8月までの保険料を納付してきたので、申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、私は、昭和50年2月に結婚し、同年2月から主人が私の保険料を納付してきたので、申立期間②が未納とされているのは納得できない。私は、保険料を納付する意志があるから、資格の取得のための手続、氏名変更及び住所変更をきっちり、速やかに届け出た。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に母親が国民年金への加入手続を行うとともに、同月から申立人の保険料を納付してきたし、結婚後は50年2月から夫が申立人の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、43年4月に母親が加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、母親の国民年金手帳記号番号は、昭和38年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、納付を開始したのは、資格を取得した昭和36年度からではなく、加入手続年度（国民年金手帳記号番号払出年度）である38年度からであること、また、申立人も、母親と同様に加入手続年度である44年度から納付を開始していることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、ともに母親の納付姿勢としての共通点がうかがわ

れる。

さらに、申立人の母親は、夫が厚生年金保険に加入した昭和44年5月に国民年金の資格を喪失した後は、本来、国民年金に強制加入となるべき期間を含めて、年金制度に未加入であることが、社会保険庁のオンライン記録から確認でき、必ずしも納付意識が高かったとは言い難い。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、昭和50年2月の結婚を契機にA市からB市へ転居していることから、転居地のB市で保険料を納付するためには、同市において国民年金に係る住所変更手続を行う必要がある。一方、この手続に伴う社会保険事務所間の被保険者台帳の移管は、婚姻から3年近く経過した53年1月7日になされていることが特殊台帳の記録から確認できるとともに、移管年度である昭和52年度から納付済みの記録となっていることが、市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳から確認できる。

また、申立人の保険料を納付したとする夫の資格記録をみると、厚生年金保険の資格の喪失に伴い、昭和52年9月に初めて国民年金の資格を取得し、同年9月から納付済みの記録となっていることが、市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人の国民年金に係る住所変更手続は、申立人の夫が昭和52年9月に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴いなされたものと推定でき、50年2月の結婚を契機に速やかに届出を行い、夫が納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しないほか、手続時点においては、申立期間の一部は時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっている。

なお、申立人の資格記録をみると、申立人所持の年金手帳、市の被保険者名簿及び社会保険庁のいずれの記録においても、本来あるべき結婚に伴う任意加入への変更記録が無いまま、強制加入として認識されている。この点については、正しくは任意加入とされるべき期間が存在したものの、加入手続時期において夫が既に厚生年金保険の資格を喪失していたことから、市では、誤って強制加入と認識したものと推定できる。

さらに、申立期間②は3年度、26か月に及び、行政側がこれほど長きにわたり事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②につき、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の同手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から41年12月まで

私は、A業務事業所に勤めていたが、経営者から国民年金と国民健康保険に加入するように言われ、昭和38年2月に加入した。加入手続は母親が行い、母親には毎月食費代と保険料代を渡して納付を依頼していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

また、毎月、市の職員が集金に来てくれると母親が言っていたし、時期は覚えていないが一括して納付できる制度があったはずで、申立期間当時に納付していなかったら、その制度で納付したはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年2月に国民年金への加入手続を母親に依頼し、毎月保険料代を母親に渡して納付を依頼していたので、同年2月から保険料を納付しているはずだと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和41年8月であることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、39年6月以前は時効の成立により、既に保険料を納付できない期間となっているほか、38年2月に国民年金に加入したとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人には、申立期間当時、母親が現年度納付していない場合は、特例納付制度を利用して納付したはずだとの陳述があるが、最初の特例納付実施時期（昭和45年7月から47年6月まで。）には、申立人は既に結婚し、B市に転居しており、この時期に母親が特例納付することは考え難い。

さらに、申立期間は47か月と長く、これだけ長期にわたり行政側が事務処理の誤りを継続することも考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の同手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年12月まで

私は、昭和47年2月に結婚後、区役所で国民健康保険と一緒に国民年金に加入した。その時、職員から私の分だけは保険料をさかのぼって納付するように言われたので、44年3月までさかのぼって保険料を納付した。

その後は、夫婦二人分の保険料を私が一緒に納付してきたのに、申立期間について、夫が納付済みであり、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月に結婚後、区役所で国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、申立人の保険料のみを44年3月までさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期を調査すると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年12月に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立内容と大きく異なる上、申立人の特殊台帳を見ると、同年12月に、その時点で時効にかかわらず納付が可能であった53年1月から55年3月までの2年3か月の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる。したがって、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられるとともに、申立人が国民年金に加入した際に、さかのぼって納付したとする保険料は、当該過年度納付であった可能性も否定できない。

また、申立人が国民年金に加入後、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫についてみると、昭和41年度の適用対策により、当時、夫が実家において同居していたとする夫の兄及び兄の妻並びに夫の姉と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されるとともに、ともに昭和41年4月か

ら保険料の納付を開始し、一部の未納期間もすべて一致している上、いずれも申立期間のうち、申立人の結婚後の期間は、保険料を完納していることを踏まえると、夫の保険料は、結婚後も夫の実家において納付されていたものとみるのが自然であり、夫の特殊台帳を見ると、申立人の加入手続が行われたとみられる55年12月に、国民年金の記録上の住所が、申立人と同じ住所に変更されていることが確認できることから、申立人は、この時から、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私は、昭和46年5月に結婚し、A市からB市C区に転居してきたが、その時に44年4月までさかのぼって未納分の保険料を全額納付した。その後も3か月に一度、年金手帳に印をもらっていた。

申立期間は、夫が納付済みとなっており、私は免除手続をした記憶も無いのに、免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月に結婚し、A市からB市C区に転居した際、申立期間の保険料をさかのぼって納付し、その後は、3か月に一度、年金手帳に印を押してもらっていたと申し立てているが、申立人及びその夫に当時の状況について聴取したところ、夫婦共に、C区において保険料を納付していたとする場所、その納付方法及び納付金額等について、さかのぼって納付したとする保険料を含めて具体的な記憶は無いと陳述しているほか、申立人の夫は、夫婦でC区に居住していた当時も、B市D区にある夫の実家で両親と共に仕事をしていたので、夫の両親が、両親の保険料と一緒に夫自身の保険料を集金人に納付していたことは記憶にあると陳述している。

そこで、申立人が所持する申立人の夫の国民年金手帳を見ると、実家であったD区からC区へ住所変更が行われた記載が無い上、申立期間のうち、昭和46年度の印紙検認記録欄には、D区の検認印が確認できるとともに、夫の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月からともに60歳期間満了まで保険料を完納し、申立人の夫も、39年4月以降、申立期間を含めて保険料を完納していることから、申立人の夫に係る申立期間の保険料については、その陳述どおり、D区の夫の実家において納付されていたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期について調査すると、申立人の手帳記号番号は2度にわたって払い出されており、一つは、結婚前の昭和44年2月にA市において、もう一つは、申立人がC区から49年7月に転居したとするE市において、転居の約1年後である50年11月に、それぞれ別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。しかしながら、A市を管轄するF社会保険事務所の手帳記号番号払出簿を見ると、51年8月に現在の住所地であるD区へ転出したことが記載されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとするC区において国民年金の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料をC区で納付するためには、同区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するG社会保険事務所で、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、現存する申立人に係るE市発行の手帳記号番号の特殊台帳を見ると、申立期間の免除記録について、A市発行の手帳記号番号から転記した旨の記載が確認できるが、申立人は、E市で発行された国民年金手帳以外に年金手帳を所持しておらず、A市の国民年金手帳については見たことも無く、実家の両親が保険料を納付するとは思えないと陳述している上、申立人に免除申請の記憶が無いことなどを踏まえると、申立人の実家において、申立人の両親が、結婚前に申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、毎年、免除申請していたものとみても不自然ではない。

加えて、申立人は、E市に転居してからは、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の納付書が送られてくるようになり、いつも金融機関で納付していたと明確に記憶していることから、昭和50年11月にE市で払い出された手帳記号番号により、払出時点において現年度納付が可能であった申立期間直後の同年4月の保険料から納付を開始したものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

A市の中でB町に転居した昭和37年ごろから、妻が市役所のC出張所に出向いて、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。

保険料は、1か月100円又は150円ぐらいだったと記憶している。

妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の中でB町に転居したとする昭和37年ごろから、申立人の妻が市役所の出張所に出向いて、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたと申し立てているが、申立人及びその妻に当時の納付状況について聴取したところ、出張所窓口において納付用紙で保険料を納付すると、台紙のようなものに印をもらっていたように思うとし、その際に年金手帳を持参した記憶は無い上、A市においては、国民年金の加入手続を行ったことも年金手帳を受け取った記憶も無いと陳述している。

しかし、申立期間当時のA市における国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、実態と符合しないことから、申立人の妻が出張所で納付していたとする夫婦二人分の保険料は、国民年金保険料以外の保険料であった可能性も否定できないほか、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人がD市に転居した1年後の昭和41年8月26日に、D市において夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳に記載された手帳発行日とも一致していることから、このころ

に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人は、初めて国民年金手帳を受け取ったのはD市に転居してからであり、その後は集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述しているところ、同年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の同年4月から同年8月までの欄に、同年11月1日付けのD市の検認印が確認でき、陳述内容と符合する上、当該期間の保険料月額が100円であり、申立人の記憶する当時の保険料月額ともおおむね一致していることから、申立人夫婦の国民年金保険料は、D市において同年11月から納付が開始されたものとみるのが自然である。

さらに、申立人及びその妻には、昭和38年7月にA市において別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されているが、そのうちの申立人に係る手帳記号番号は、「納付なし」の記載とともに、上記のD市で払い出された手帳記号番号との統合により取消処理されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、この手帳記号番号によって、申立期間の保険料をA市の出張所で納付していたものとみるのは困難である上、A市において、この手帳記号番号以外に申立人に係る別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、申立期間は5年に及び、このような長期間にわたり、夫婦二人分の納付記録が同時に、かつ、毎月連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

A市の中でB町に転居した昭和37年ごろから、私が市役所のC出張所に出向いて、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。

保険料は、1か月100円又は150円ぐらいだったと記憶している。

私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の中でB町に転居したとする昭和37年ごろから、申立人が市役所の出張所に出向いて、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたと申し立てているが、申立人及びその夫に当時の納付状況について聴取したところ、出張所窓口において納付用紙で保険料を納付すると、台紙のようなものに印をもらっていたように思うとし、その際に年金手帳を持参した記憶は無い上、A市においては、国民年金の加入手続を行ったことも年金手帳を受け取った記憶も無いと陳述している。

しかし、申立期間当時のA市における国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、実態と符合しないことから、申立人が出張所で納付していたとする夫婦二人分の保険料は、国民年金保険料以外の保険料であった可能性も否定できないほか、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間は未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人がD市に転居した1年後の昭和41年8月26日に、D市において夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳に記載された手帳発行日とも一致していることから、このころ

に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人は、初めて国民年金手帳を受け取ったのはD市に転居してからであり、その後は集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと陳述しているところ、同年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の同年4月から同年8月までの欄に、同年11月1日付けのD市の検認印が確認でき、陳述内容と符合する上、当該期間の保険料月額が100円であり、申立人の記憶する当時の保険料月額ともおおむね一致していることから、申立人夫婦の国民年金保険料は、D市において同年11月から納付が開始されたものとみるのが自然である。

さらに、申立人及びその夫には、昭和38年7月にA市において別の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるが、そのうちの申立人に係る手帳記号番号の納付記録をみると、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了までの国民年金被保険者期間がすべて未納期間となっていることから、この手帳記号番号によって、申立期間の保険料をA市の出張所で納付していたものとみるのは困難である上、A市において、この手帳記号番号以外に申立人に係る別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、申立期間は5年に及び、このような長期間にわたり、夫婦二人分の納付記録が同時に、かつ、毎月連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年9月まで

私は、会社を退職し、昭和40年1月から事業を始めたが、国民年金には加入していなかった。

昭和42年12月12日に、妻が、A市B区役所の国民年金窓口の男性職員から「年金を続けるように。」と言われたので、夫婦二人分の国民年金加入手続をした。

保険料については、区役所の窓口でもらった納付書により、妻が夫婦二人分の保険料600円をB区役所内の金融機関で納付したと聞いている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が、B区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所内の金融機関で納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和42年12月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上、納付することはできない。

また、申立人の所持する昭和42年の確定申告書控えを見ると、社会保険料控除として国民年金保険料が7,800円計上されているが、その内訳は、同年12月の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立人夫婦が制度上、さかのぼって納付できる40年10月から42年12月までの保険料合計額と一致しており、申立期間の保険料は含まれていない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏

名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、国民年金加入手続及び保険料納付について、申立人は直接関与しておらず、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年9月まで

私は、昭和42年12月12日に、A市B区役所の国民年金課に行き、窓口の男性職員から「年金を続けると将来、年金をもらう時に通算年金でもらえるから得ですよ。」と言われたので、夫婦二人分の国民年金加入手続をした。

申立期間の保険料は、加入手続の際、窓口で納付書を発行してもらい、B区役所内の金融機関で夫婦二人分の保険料を納付し、年金手帳も受取った。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所内の金融機関で納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和42年12月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上、納付することはできない。

また、申立人の所持する昭和42年の確定申告書控えを見ると、社会保険料控除として国民年金保険料が7,800円計上されているが、その内訳は、同年12月の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立人夫婦が制度上、さかのぼって納付できる40年10月から42年12月までの保険料合計額と一致しており、申立期間の保険料は含まれていない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年6月まで

父が経営していた会社を母、兄及び二人の姉と共に手伝いをしていたが、父を除いた家族4人は、既に、国民年金に加入をしていて保険料を納付していた。

私が20歳になった昭和43年ごろに、多分、母が区役所で国民年金の加入手続をしてきていたはずと思う。

申立期間の保険料は、自宅に来る区役所の男性集金人に、母が、私達家族の分を一緒にまとめて納付していたはずである。

申立期間の保険料が、同じ家族の中で、私の分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年ごろに、母が、区役所で国民年金の加入手続をしてきて、申立期間の国民年金保険料について、家族の分と一緒に納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚直前の昭和48年1月27日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、43年3月から45年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、46年1月から47年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人が所持する昭和47年度以降発行の国民年金手帳を見ると、制度上、印紙検認による国民年金保険料収納が行われていた同年度の印紙検認欄に押印欄が無く、また、申立人は当該手帳以外の手帳に関する記憶が明確でない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、納付等を担っていたとする申立人の母は既に他界しているため、保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 1 月 5 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 25 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

私は、入隊前に勤務していたA社に復職できるようになるまで、B市にあったC事業所に住み込みで勤務していた。社会保険庁の記録によると、同事業所に勤務していた昭和 22 年 1 月 5 日から 25 年 2 月末までの期間のうち、就職当初の 22 年 1 月 5 日から同年 6 月 1 日までの期間（申立期間①）、及び退職前の 25 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間①及び②において同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

昭和 56 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 31 日までD社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社退職前の同年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間（申立期間③）が厚生年金保険に未加入とされている。同年 3 月 30 日に送別会があり、翌日に退職したことを記憶しており、また、預金通帳により退職月の給与振込日が同年 3 月 25 日であること、及び当該 3 月の給与明細書によって退職月の出勤日数が 20 日であることが確認できるので、申立期間③について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当時の同僚の氏名を覚えていなかったが、社会保険事務所が保管するC事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に勤務していたことが確認できる同僚のうち一人から、「申立人のことを覚えている。」旨陳述が得られた。しかしながら、当該同僚は、

C事業所に係る申立人の被保険者記録のある期間も同事業所に勤務しており、「申立人が、いつからC事業所に勤務していたかは覚えていない。」旨陳述していることから、申立人が申立期間中に勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管するC事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所では、昭和21年5月1日に25人が被保険者資格を取得した後、22年6月1日に申立人を含む12人が被保険者資格を取得するまで新規の被保険者資格取得者が確認できないところ、21年5月1日に被保険者資格を取得している者から、「採用時期は覚えていないが、自分と同時に採用された同僚は数人で、大量採用は無かった。」旨陳述が得られた。さらに、申立人と同一日の22年6月1日に被保険者資格を取得している者から、「採用時期は覚えていないが、私と同時に採用された同僚はいない。」旨陳述が得られたことから、当時、同事業所では、従業員を採用する際、その都度、被保険者資格の取得届を提出しておらず、一定期間の採用者をまとめて被保険者資格の取得手続を行っていたことが推測される。

以上の事情から、仮に、申立人が昭和22年5月31日以前にC事業所に勤務していたとしても、当該期間は厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当時の同僚の名前を覚えていないことに加え、社会保険事務所が保管するC事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に同事業所で勤務していることが確認できる者は全員連絡先が不明で、陳述が得られないことから、申立人が申立期間においてC事業所に勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、D社における申立期間当時の事業主の子息から、「申立人が昭和58年3月末まで勤務したと話しているのであれば、それはおそらく事実と思われる。しかし、申立期間当時、給与は毎月15日締めめの25日支払いで、社会保険料は翌月控除であったことから、月末まで勤務して退職する場合、本人の承諾のもと、給与締めめの15日で退職とし、16日以降月末までの期間はアルバイトとして採用し、当該期間の社会保険料等は控除せず、本人の手取額を少しでも多くするといったことが、習慣的に行われていた。また、最後の半月分の給与は本人の希望により、退職日に現金で手渡すこともあった。」旨陳述が得られた。

また、雇用保険の記録によると、申立人のD社における離職日は昭和58年3月15日となっていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和56年4月1日にE社

からD社に転職しており、標準報酬月額も24万円から17万円に変更となっているところ、申立人から提出された同年の家計簿によると、申立人が給与から控除された社会保険料は1月から4月までが2万3,000円前後、5月以降が1万7,000円程度となっていることから、D社における社会保険料控除は「翌月控除」であったことが確認できる。

加えて、申立人から提出された給与明細書、預金通帳及び家計簿によると、給与収入及び社会保険料控除は昭和58年3月25日(社会保険料の控除は2月分まで。)が最終となっており、同年3月16日から同年3月31日までの半月分の給与については、給与明細書、預金通帳及び家計簿にその記載は見当たらない。

以上の事情から、申立人は、申立期間においてD社に勤務していたとしても、当該期間はアルバイト扱いで、厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 6 月 20 日付けで、A 社（現在は、B 社。）に臨時雇用員として採用され、平成 20 年 1 月 31 日に定年退職を迎えるまで継続して勤務した。社会保険庁の記録によると、採用された昭和 44 年 6 月 20 日から同年 8 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間当時、毎日一枚ずつ印紙を貼り付ける形式の健康保険被保険者証の交付を受けていた。

当時の資料及び給与明細書は紛失したが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A 社 C 部において、昭和 44 年 6 月 20 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間において同部に勤務していたことは認められる。

一方、A 社においては、社員に発令される前の臨時雇用員又は試用員としての勤務期間について、昭和 38 年 9 月までは、健康保険及び厚生年金保険の適用対象外として取り扱われてきたが、同年 10 月以降は、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」（昭和 38 年 9 月 7 日付け）に基づき、i) 2 箇月以上の期間を定めて使用される場合、ii) 日々雇い入れられる者であって、1 箇月をこえて引き続き使用された場合、iii) 2 箇月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合のいずれかに該当するに至った場合は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象となった。実際の適用時期は各部により異なるが、社会保険庁の記録によると、C 部が厚生年金保険適用事業所となったのは、同年 11 月 1 日となっている。

申立人は、「当時は2か月間の雇用契約を何度も更新していた。」旨申し立てているところ、A社において同じ臨時雇用員として採用されている複数の者の履歴書によると臨時雇用員は日々雇用であったことが認められ、このうち、申立人とほぼ同時期の昭和44年8月30日に臨時雇用員として採用されている者が、同年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる（事務処理規程の「日々雇い入れられる者であって、1か月を超えて引き続き使用された場合。」に該当。）。なお、同僚の履歴書によると、試用員の雇用期間が2か月となっている。

以上の事情を踏まえると、申立人は、臨時雇用員として採用された昭和44年6月20日から1か月を経過した後の月の初日である同年8月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えるのが相当である。

また、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」によると、臨時雇用員及び試用員は、健康保険の適用要件を満たすまでは、日雇労働者健康保険（昭和59年より健康保険法の日雇特例被保険者。）に加入することとされていた。日雇労働者健康保険被保険者手帳は、通常健康保険被保険者証とは異なり、労働日ごとに健康保険印紙を貼付する形式となっているところ、申立人の、「健康保険被保険者証に毎日印紙を貼^はってもらっていた。」旨陳述と符合することからも、申立人は採用当初は日雇労働者であり、健康保険及び厚生年金保険被保険者では無かったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 13 日から 39 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 9 月 13 日付けで、A 社（現在は、B 社。）に臨時雇用員として採用され、以後平成 9 年 4 月 1 日まで継続して勤務した。

社会保険庁の記録によると、採用された昭和 38 年 9 月 13 日から 39 年 2 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

当時の職務の経歴を証明する C 所長交付の履歴書を保管しており、申立期間について C 所で勤務していたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 所長交付の履歴書によると、申立人は、昭和 38 年 9 月 11 日に E 研修課程を修了した後、同年 9 月 13 日に A 社に臨時雇用員として採用され、以後、試用員（昭和 39 年 4 月 1 日発令）を経て、同年 6 月 1 日に社員となっていることが確認できる。

一方、A 社においては、社員に発令される前の臨時雇用員又は試用員としての勤務期間について、昭和 38 年 9 月までは、健康保険及び厚生年金保険の適用対象外として取り扱われてきたが、同年 10 月以降は、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」（昭和 38 年 9 月 7 日付け）に基づき、i) 2 箇月以上の期間を定めて使用される場合、ii) 日々雇い入れられる者であって、1 箇月をこえて引き続き使用された場合、iii) 2 箇月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合のいずれかに該当するに至った場合は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象となった。実際の適用時期は各部により異なるが、社会保険庁の記録によると、D 部が厚生年金保険適用事業所となったのは、同年 11 月 1 日となっている。

したがって、申立人については、申立期間のうち、昭和38年9月13日から当該事業所が適用事業所となる同年10月31日までの期間については、厚生年金保険適用対象では無かったと認められる。

また、D部が厚生年金保険新規適用事業所となった昭和38年11月1日以降の申立期間については、申立人から提出されたC所長交付の履歴書によると、臨時雇用員は日々雇用であったことがうかがわれ、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」に基づく厚生年金保険適用要件に照らすと、申立人は規定上同年12月1日に適用要件（日々雇い入れられる者であって、1か月を超えて引き続き使用された場合。）を満たすことになる。

これに対し、社会保険事務所が保管するA社D部に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和38年11月1日の新規適用日以降の被保険者資格取得者数の推移をみると、新規適用時に449人が一括して被保険者資格を取得した後、同年12月1日に131人、39年1月1日に43人、同年2月1日に682人と毎月の初日に順次一括して被保険者資格を取得していることがうかがえ、B社では、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」に照らせば、臨時雇用員及び試用員は遅くとも採用後3か月目からは、厚生年金保険加入となるはずであるが、実際の資格取得届がこれ以降となるケースも見受けられる旨回答している。

なお、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」によると、臨時雇用員及び試用員を使用する部署等は「臨時雇用員等使用状況整理簿」を備え、被保険者資格の取得時期を管理するとともに、勤務状況を踏まえた審査を経て資格取得届を提出することとされていることから、被保険者資格の取得までの期間において厚生年金保険料が控除されていたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 15 日から 31 年 6 月 20 日まで
② 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 31 日まで
③ 昭和 32 年 10 月 6 日から 33 年 2 月 4 日まで
④ 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 11 日まで
⑤ 昭和 35 年 5 月 3 日から同年 8 月 23 日まで
⑥ 昭和 35 年 8 月 23 日から 36 年 10 月 21 日まで

厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間（申立期間①、②及び③）及びD社、E社及びF社に勤務していた期間（申立期間④、⑤及び⑥）について、2回にわたり脱退手当金支給済みとされている。

当時、脱退手当金の制度も知らなかったので、請求手続を行うはずがない。

いずれの脱退手当金も請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間①、②及び③については、申立期間の最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、被保険者資格喪失後の昭和 33 年 3 月 22 日付けで申立人の名前が「G」から戸籍上の「H」に訂正されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年 4 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、C社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを

含む前後計3ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した7人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、受給者は申立人を含め5人みられ、全員が資格喪失後5か月以内に支給決定されていることが認められる上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

申立期間④、⑤及び⑥については、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるF社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和37年9月4日に支給決定されていることが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているが、申立期間後は別の記号番号になっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

また、いずれの申立期間とも最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社B工場で勤務した昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 8 月 1 日までが脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、支給済みとされていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 22 年 9 月 12 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は支給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険記号番号は、申立期間と申立期間後では、別の記号番号となっていることから、脱退手当金を支給したために異なっている

と考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から34年6月26日まで
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、昭和34年9月22日付けで脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
A社退職後に脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年9月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和34年7月16日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は支給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 9 月 17 日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社における勤務期間について、脱退手当金支給済みとの回答を得た。
当時、脱退手当金の制度があることすら知らなかったし、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 12 か月後の昭和 42 年 9 月 14 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間と申立期間後の 5 回の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために、記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月1日から63年10月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成10年1月27日まで
③ 平成10年1月27日から11年10月2日まで
④ 平成14年4月1日から15年4月29日まで

私は、昭和48年11月22日から平成15年4月までA社の代表取締役であった。社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び④の標準報酬月額が著しく減額されていること、また、同社に勤務した申立期間③の加入記録が無いことが判明した。同社では、自分の標準報酬月額の変更及び被保険者資格の喪失を届け出た記憶は無いので、申立期間①、②及び④の標準報酬月額を正しい額に訂正するとともに、申立期間③については、継続して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和63年2月15日に、61年1月から62年9月までの期間については41万円から9万8,000円に、同年10月から63年9月までの期間については36万円から9万8,000円に、それぞれ遡^{そく}及訂正処理を受け標準報酬月額が記録されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本及び本人の陳述により、申立人は、申立期間①当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「自分で標準報酬月額を変更したり、実際の給与額よりも低い金額を届け出た記憶は無い。」と主張しているが、社会保険事務所が申立人に無断で申立人の標準報酬月額を遡^{そく}及訂正した事情はうかがえない。

さらに、申立期間において、申立人は、社会保険労務士に社会保険関係の手続について委託していたことが、当該社会保険労務士の陳述内容等から確認できる。

加えて、申立人は、「A社は大きい会社ではなかったのに、給与関係事務はすべて自分がチェックしていた。」と陳述していることから、代表取締役である申立人が、申立期間①に係る自らの標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②及び④については、申立人は、標準報酬月額が著しく減額されていること、また、申立期間③については、加入記録が無いことを申し立てている。

一方、申立人は、前述のとおり、標準報酬月額の変更及び実際の給与額よりも低い金額の届出を行った記憶は無いとしているものの、「給与関係事務はすべて自分がチェックしていた。」と陳述していることから、代表取締役である申立人が、申立期間②、③及び④における自らの標準報酬月額及び被保険者資格の喪失等の届出について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条1項ただし書きの規定により、申立期間当時、A社の事業主であった申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「昭和 20 年から当社で保管している厚生年金保険に係る被保険者台帳に申立人の氏名の記載が確認できなかったことから、仮に、申立人が当社で勤務していたとしても、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していないはずである。」としている。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていたとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月から 21 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所にA社に事務員として勤務していた期間について、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、昭和 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している旨の回答があった。

しかし、A社には昭和 20 年 9 月から継続して勤務していたので、同年 9 月から厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年 9 月からA社に事務員として勤務していたと申し立てている。

しかし、複数の同僚の陳述から、申立期間当時のA社においては、入社時から厚生年金保険の資格を取得するまでに数か月を要していることが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、昭和 21 年 2 月 10 日に一人、同年 2 月 12 日に 4 人及び同年 3 月 1 日に 11 人が資格を取得していることが確認でき、同社においては、社員の資格取得手続について 1 か月から数か月に一度、まとめて行っていたことがうかがわれる。さらに、そのすべての被保険者については備考欄に「B職」と記載されていることが確認できる。

なお、上記名簿において昭和 21 年 3 月 1 日の資格取得後は、申立人の資格取得日である同年 7 月 1 日まで資格を取得している者はおらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、社会保険事務所の記録において、申立期間に申立人の後に入社し、1 年程度勤務し退職したとする女性事務員の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、現在はB社に合併されているところ、同社は、「申立期間当時のA社の記録は残っておらず、当時の事情も不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年ごろから32年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答があった。申立期間のおよそ3年間はA社B事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が唯一記憶している同僚（平成11年死亡）の氏名がA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき（昭和29年4月30日に資格を取得、34年4月22日に資格を喪失。）、また、申立人の妻（昭和29年4月1日に資格を取得、31年9月27日に資格を喪失。）が、「夫は、私より遅く入社し、遅く退社した。」と陳述していることから、期間までは特定できないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、上述の同僚よりも遅く入社し、妻よりも数か月遅く退職したとしていることから、申立人がA社に勤務していた期間は、長くても昭和29年5月ごろから31年末ごろまでのおよそ1年半と考えられる。

また、A社は、「申立期間当時の職種は、C職、D職社員、E職、F職、G職、H職などがあり、C職からF職までは厚生年金保険に加入させていたと聞いてはいる。職種が『C職・D職・E職』の場合は、『社員カード』が残っている場合があるが、それ以外の職種は記録が残っておらず、G職、H職の厚生年金保険加入に係る取扱いは不明である。申立人に係る記録が無いことから、申立人はC職、D職及びE職以外であったと推測される。」としている。

さらに、申立人は、「入社時に、1年間様子を見ると言われた。最初はI業務をしていた。」としているところ、A社は、「厚生年金保険加入までの試用期間の運用については、各工場、各事業所に任されていた。」としている。また、

先述の被保険者名簿を元に照会した同僚の一人は、「自身は20歳のときに就職したが、厚生年金保険に加入したのは22歳のときであった。」とし、ほかの一人は「G職がたくさん雇われていたが、社員としての採用及び厚生年金保険への加入については、各事業所長の判断に任されていた。」としていることから、申立期間当時、同社B事業所においては、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させない場合があったことがうかがえる。

加えて、A社は「申立期間の資料が無く、また、当時のことを知っている者はいない。」としており、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から同年9月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答があった。

私は、昭和42年5月から同年9月までの5か月間、A社（現在は、B社。）に勤務し、C業務に従事していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和46年5月10日にB社へと法人化に伴う名称変更をしているが、D労働局の記録を見ると、申立人がB社(旧A社時代を含む。)において、42年6月9日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年10月31日に同社を離職していることが確認できることから、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社の代表取締役は、「申立期間当時、当社では、雇用保険の加入手続は採用後直ちに行っても、厚生年金保険及び健康保険の加入手続は採用後6か月間の試用期間後に行うことがあった。」としている。

また、B社は、「申立期間を含むA社時代の資料は無く、また、当時の事務担当者も死亡しており、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。」としている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、申立期間を含む昭和42年5月1日から43年7月1日まで、同事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者は一人もいないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な

記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から35年11月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間のうち、昭和28年5月から同年10月ごろまではA社B支所に、同年10月ごろから35年11月ごろまではA社C支所で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支所及びA社C支所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B支所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社C支所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月2日であり、申立期間においては適用事業所ではなく、A社から申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる回答も得られなかった。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の適用事業所であった部署はD支所及びE支所のみであるが、当該部署における厚生年金保険被保険者名簿を確認したが申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 5 月 15 日まで

A社を昭和 43 年 6 月 1 日に退社し、引続いてB社で働き、C業務等を担当していた。しかし、同社での厚生年金保険の資格の取得が 45 年 5 月 15 日となっており、2年間の空白がある。両社は同族会社で、同じ敷地内にあったので、申立期間にどちらの会社から給料をもらっていたかは分からないが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、B社とA社は同一所在地にあり、前者の代表取締役が後者の監査役となっていることが確認でき、両社は同族会社であったとの申立人の陳述と符合しているほか、複数の同僚から、申立人は申立期間についてB社で勤務していたとの陳述が得られたことから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、B社の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認することはできない上、申立人は同僚の氏名を覚えていなかったため、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出し照会を行った複数の同僚からも、申立人の厚生年金保険への加入状況及び保険料控除について具体的な陳述は得られず、申立期間当時の事情を明らかとすることはできなかった。

また、上記事情照会を行った複数の同僚のうち、1名の厚生年金保険の加入記録は申立人と同様に24か月間の空白期間が生じている。

さらに、B社の上記被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日から適用事業所で無くなった日までに同社で資格を取得してい

る者は 33 名みられるものの、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえないほか、商業登記簿の記録から判断すると、当時、同社の事業主は申立人の実姉であったことが確認できることから、弟である申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除しながら厚生年金保険に加入させなかったとも考え難い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 10 日から 39 年 1 月 10 日まで
② 昭和 51 年 4 月 29 日から同年 8 月 6 日まで

私は、昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 3 月 25 日までの期間、A 社（現在は、B 社。）において正社員として勤務していたが、ねんきん特別便を確認したところ、申立期間①が空白期間とされている。

また、C 社（現在は、D 社。）において勤務していた昭和 50 年 2 月 2 日から 52 年 1 月 15 日までの期間のうち、申立期間②が空白期間とされている。

A 社及び C 社においていったん退職した後、再就職したことはなく、申立期間①及び②について給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社を退職することなく継続して勤務していたと申し立てているが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚は、いずれも申立人が申立期間も継続して勤務していたか否かについては不明と回答しており、申立期間における在職を確認することはできなかった。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除等について、B 社の事業主は、「当時の資料が残っておらず、申立人については不明。」と回答しているほか、同社において社会保険手続を担当していた者も既に亡くなっていることから、当時の事情について確認することができず、申立期間に係る保険料控除を明らかとすることはできなかった。

一方、同僚からは「当時、勤務していた者は、ほかの店に一定期間修行に行くことがあったように思う。」との陳述が得られたほか、上記被保険者名簿をみると、申立人と同様に加入記録に空白期間のある者が 20 人確認でき、こ

のうち所在が判明した者に事情照会したところ、回答のあった7人からは、いずれも空白期間となっている期間はほかの事業所に勤務していた等の理由により当該事業所の加入記録に間違いは無い旨陳述が得られ、当該空白期間中も同事業所に継続して勤務していたと回答した者は見当たらない。

なお、上記被保険者名簿において、申立人に係る資格の再取得時（昭和39年1月10日）の標準報酬月額、資格を喪失した昭和38年12月10日時点の標準報酬月額より2,000円多い1万4,000円となっていることも確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人は、C社を退職することなく継続して勤務していたと申し立てているが、申立人の同社における雇用保険加入記録をみると、昭和51年4月20日にいったん同社を離職し、同年7月22日に再度、資格を取得していることが確認でき、当該記録は厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

また、C社の後継会社であるD社は、「合併前のC社に係る関係書類は無く、当時の職員も在籍していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答していることから、申立期間に係る保険料控除等について明らかとすることはできなかった。

一方、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同様に加入期間に空白期間のある者が63人確認でき、このうち住所の判明した者に照会したところ、回答の得られた8人全員が同社の加入記録に間違いは無かったと回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立期間当時、C社の事業主はE社も経営していたことから、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿も調査したが、申立人の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月ごろから20年8月15日まで

私は、昭和19年6月ごろから20年8月15日までG市H区に所在したA社に徴用された。45年10月に当時の給与票を持って社会保険事務所に出向いたが、既に失効であると言われたのであきらめ、給与票を処分した。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び関係資料により、申立人が勤務していたと申し立てているA社は、B社(現在は、C社。)の設立に伴い、申立期間当時には同社D工場と名称変更されていたと推定できるところ、申立人の同社D工場での在職については、申立人が事業主兄弟の氏名を記憶していること及び同社D工場の業務内容に関する申立人の陳述内容が同僚の陳述内容と符合することなどから、期間は特定できないものの、勤務していたものと推認される。

しかしながら、C社は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間における当社D工場での厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等については不明。」と回答している。

また、申立人は同僚を記憶していなかったため、B社D工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社D工場で加入記録が確認できる複数の者を抽出し照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することはできず、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる事情等を明らかとすることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している給与額及び厚生年金保険料の源泉控除額は、当時の一般給与水準額及び厚生年金保険料額と大きく相違している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による

検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

なお、申立人は、G市H区に所在するA社に勤務したと主張しているところ、同地域において申立人主張の事業所名と類似するE社(新規適用日及び適用事業所では無くなった日は不明。)が確認できたことから、申立人が当該事業所に勤務していた可能性を含め、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の記録を確認することはできなかった。また、当時の同僚からは、当時、B社D工場には、「F社」という事業所に在籍していた者も一緒に勤務していた旨陳述も得られたものの、社会保険事務所において、同事業所に該当するとみられる厚生年金保険の適用事業所の記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月31日から30年3月1日まで

私は、A社に昭和28年5月に入社し、30年6月に退社するまで、社宅に入居しており、途中退社することもなかった。

申立期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の息子からは、「申立人は、自宅敷地内にあった社宅に2年ぐらい住んでいたことを記憶している。」旨陳述が得られ、申立人主張の勤務期間と符合していることなどから、申立人は申立期間も継続してA社で勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社の当時の事業主及び同僚は、いずれも既に亡くなっているか所在不明等のため、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認できなかった。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄には、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印が確認できるほか、申立期間中も在籍していた被保険者には、昭和29年10月の定時決定の記録が確認できるところ、申立人の記録は無い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月27日から48年6月1日まで
② 昭和56年8月1日から同年11月1日まで
③ 昭和58年4月1日から59年6月1日まで
④ 昭和61年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和47年11月27日から50年3月までの期間及び56年8月1日から平成2年10月までの期間について、A社にE職として在職していたことは、同社発行の在職証明書で証明されている。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は当該事業所に勤務し、給与からも厚生年金保険料が源泉控除されていたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在籍については、同社のF業務を行っているB社発行の在籍証明書で確認できる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同様に、同社において、加入記録に複数回の空白期間が生じている者が申立人以外に46名確認でき、このうち回答の得られた複数の同僚から、「E職の場合は継続して勤務していても、雇用上の身分である職階に応じて社会保険への加入が異なっており、C職としての身分の場合は社会保険に加入することができたが、業績が良好でなかった場合はD職という職階に降格され、その間は社会保険の適用を受けられなかった。私自身も勤務していた期間のうち、D職であった期間は厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じている。」との回答が得られたことから、申立期間当時、同社に継続して在籍していたE職であっても、職階の

切替えなど雇用上の身分の変更に伴って厚生年金保険に加入していない期間があったことがわかれ、申立人についても当時、このような取扱いにより厚生年金保険に加入していなかった期間が生じていた可能性が考えられる。

また、上記の同僚は、「社会保険に加入していなかった期間は、給与から保険料は控除されていなかった。」とも陳述している。

さらに、B社は、「申立人の申立期間当時の社会保険の加入状況及び保険料控除については、資料が廃棄されているため確認できない。なお、申立人に係る職階及び身分の異動状況についても不明である。」と回答している。

加えて、申立人に係る国民年金の被保険者記録をみると、申立人は申立期間①を含む昭和38年8月から48年5月までの期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるほか、申立期間②を含む50年1月から56年10月までの期間及び申立期間③と重なる58年4月から59年5月までの期間については、国民年金の法定免除期間となっていることが確認できる。

なお、申立期間④については、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和61年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失し、その翌月の同年5月1日に資格を再取得しているところ、資格の再取得時には申立人の標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないほか、A社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号には欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年1月ごろから23年5月1日までの期間、27年4月25日から同年7月ごろまでの期間及び47年10月1日から49年11月ごろまでの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和25年5月7日から同年8月15日までに係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月ごろから23年5月1日まで
② 昭和25年5月7日から同年8月15日まで
③ 昭和27年4月25日から同年7月ごろまで
④ 昭和47年10月1日から49年11月ごろまで

申立期間①及び②については、A社で昭和21年1月ごろから25年8月15日まで、継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の期間の加入記録が無いとされている。

申立期間③については、昭和26年3月10日から27年7月ごろまで、B社に住み込みで勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間③の期間の加入記録は無いが、勤務し始めて半年ぐらい経った時に病気で入院し、傷病手当金を受けていた記憶があり、会社が籍だけ入れてくれていたと思う。

申立期間④については、夫の父が昭和49年8月に亡くなったが、それから3か月後の同年11月までC社で勤務していた記憶があるのに、加入記録が無いとされている。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和21年1月ごろからA社で勤務したと

申し立てしているところ、同年1月時点において申立人は小学校6年生（昭和21年3月に卒業する年度。）であった時期とみられ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間中に12歳で厚生年金保険に加入している者が確認できるものの、いずれの者も小学校卒業後の4月以降に加入しており、小学校在学中に厚生年金保険に加入している者は見当たらない。

また、申立人は、「中学校に1年間ぐらい通った時期に母親から仕事をしなさいと言われたので学校を辞めて、気候が寒い時期に働きに行った。」とも陳述していることから判断すると、申立期間のうち、昭和21年1月ごろから同年度の冬ごろまでは勤務していなかったと考えられる。

さらに、申立人が、当時の後輩の同僚として名前を挙げた者及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚に対し、申立人の入社日及び勤務期間を照会したが、いずれの同僚からも具体的な陳述は得られず、申立人の入社日など当時の事情を明らかとすることはできなかった。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、事業主及び当時の社会保険事務担当者の所在も不明であり、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することはできない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

なお、社会保険庁保管の厚生年金保険記号番号払出簿においても、申立人のA社での資格取得日は、昭和23年5月1日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人は同社において昭和23年5月1日に資格を取得し、25年9月27日に資格を喪失したと記録されており、申立期間②は同社における厚生年金保険被保険者として記録されていることが確認できることから、記録訂正の必要は認められない。

申立期間③について、申立人は、B社で勤務し始めて半年ぐらい後に病気のため入院し、その後復職せずに退職したと申し立てていることから、申立人は当時、同社に在籍していなかったことが考えられる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚に対し申立人の勤務期間等を照会したが、いずれの同僚も申立人を記憶していないと回答しており、確認することはできなかった。

さらに、B社の事業主は、既に亡くなっているほか、当時の社会保険事務担

当者の所在も不明であり、申立人の勤務期間及び申立期間に係る保険料控除については確認することができない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④について、申立人は、昭和49年11月ごろまでC社で勤務していたと申し立てているが、同社提出の人事記録によると、申立人は47年9月30日に依願退社と記載されていることが確認でき、当該記録は厚生年金保険の資格喪失日とも一致している。

また、C社からは、「当該人事記録により、申立人は、昭和47年9月30日付けで当社を退職したと判断でき、雇用形態の変更によって継続して勤務していたとも考えにくい。」旨の回答も得られたことから、申立人が当時、同社に在籍していたことを確認することができない。

さらに、上記のとおり、申立人は、申立期間において、C社には在籍していなかったことが推定されることから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人は、社会保険庁の記録において、A社の厚生年金保険被保険者として記録されていることが確認できることから、当該記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間にA社（現在は、B社。）で勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に申立期間当時勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社提出の従業員カードによると、申立人の厚生年金保険資格の取得日は昭和 34 年 11 月 1 日と記載されていることが確認できるほか、同社の現在の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、申立人と同様の身分で採用されたものは、入社後すぐに厚生年金保険に加入せず、一定期間経過後、上司の推薦を受けた後に正社員として登用され、その時点から厚生年金保険に加入させる取扱いであった。また、このような取扱いであった従業員が申立人以外にもいたように記憶している。」と陳述している。

また、申立人と同質の業務を行っていた同僚は、「入社してすぐには厚生年金保険に加入していなかった。一定期間を経過した後に上司の推薦等を受け、その時点から資格を取得したように思う。」としており、上記の陳述内容と符合する陳述も得られた。

さらに、上記社会保険事務担当者は、「申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間は保険料を控除していなかったと思う。」と回答している。

加えて、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間中に資格を取得した者が198名確認できるものの、健康保険番号には欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年から 34 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A氏所有のB船及びC船に乗った期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。両船には、昭和29年から34年まで乗っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A氏所有のB船及びC船に乗っていたと申し立てている。

しかし、船舶原簿においてこれら両船舶の記録は無く、申立人が両船舶に乗ったた事実は確認できない。

また、社会保険事務所の記録をみると、船舶所有者であるA氏は、申立期間において、適用事業所の届出を行っていない上、B船及びC船が「A氏」所有の船舶として適用対象となったのは昭和44年11月1日であり、申立期間は適用対象ではない。

さらに、船主のA氏及びその妻は死亡しており、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

加えて、申立人は、「乗組員は採用されても1か月ぐらいで退職してしまうため、名前を覚えている者はおらず、同じ船に乗り組んだのは申立人と船主夫妻の3人であることが多かった。」としていることから、同僚からも、申立人の勤務実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 36 年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 1 月まで

私は、A社で昭和 34 年 4 月から 37 年 1 月まで、B業務従事者として勤務したが、厚生年金保険の加入期間として記録されていない。同社に勤務していた当時の同僚に加入記録があつて、私に記録が無いのは納得できないので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に昭和 29 年から 35 年まで勤務したとする従業員及び 32 年から 56 年まで勤務したとする従業員が、「申立人は、昭和 34 年 4 月に中学校を卒業と同時にA社に入社した。」と陳述していることから、申立人が申立期間①のうち、34 年 4 月以降の一定期間について同社に勤務していたことは推定できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は昭和 36 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間①において、A社に勤務していた同僚二人は、「A社が適用事業所となる前に給与から厚生年金保険料を控除されることは無かった。」と陳述している。

さらに、A社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人が記憶する同僚は、「昭和 36 年 11 月当時、A社に労働組合が結成され、その要求を受けて同社が厚生年金保険の適用事業所となった。」と陳述しているところ、申立人はA社に労働組合は無かったと陳述していることから、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所になる前後に

在籍していたことを確認できない。

また、別の同僚は、「会社が厚生年金保険の適用を受けた後も、給料から保険料を控除されることを嫌って厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」と陳述しており、このことは、A社が厚生年金保険の適用を受けた後も昭和44年ごろまで継続して同社に勤務していたと申立人が記憶する同僚について、同社における厚生年金保険加入記録が無いことと符合する。これらの状況から、同社は申立期間②当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月20日から28年12月1日まで
② 昭和28年12月1日から29年2月1日まで
③ 昭和30年1月31日から同年3月1日まで
④ 昭和30年3月1日から同年11月15日まで

私は、昭和27年1月20日にA社へ入社し、30年11月15日まで同社で勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、29年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、30年1月31日に資格を喪失後、1日空いて2月1日に全く別の名称であるB社で再取得となっていることに納得がいかない。申立期間をA社での厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、A社は、昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではない。

また、申立期間①当時の事業主及び同僚は既に死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間①における申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

申立期間②について、A社に勤務していた同僚の陳述から、申立人が申立期間②のうちの一定期間、同社に勤務していたことは推定できる。

しかし、A社に係る厚生年金被保険者名簿を見ると、申立人の入社以前から勤務していた従業員と、申立人よりも半年後に入社した従業員が、申立人と同じ昭和29年2月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同社が何らかの事情により、同日にまとめて被保険者資格の取得手続を行ったものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において健康保険整理番号の欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

申立期間③及び④のうち、昭和30年2月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、B社での厚生年金保険被保険者加入記録があるが、同社に勤務していたことはなく、A社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間③及び④当時のA社の事業主及び同僚は既に死亡又は連絡先が不明であることから、当時の申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

また、A社は昭和30年3月1日に厚生年金保険適用事業所で無くなっていることから、申立期間④については、同社は適用事業所ではない。

さらに、申立人及びA社の同僚は申立期間③及び④当時、B社とA社は両社の所在地が道路を挟んで向かい合わせで、業務の関係もあり、しかも事業主同士は個人的に親しかったと陳述している。また、当該同僚についても申立人と同様にA社で被保険者資格を喪失後、昭和20年2月1日にB社で被保険者資格を取得している。なお、当該同僚も同社で被保険者資格を取得していることを知らない。

以上のことから、B社の事業主はA社が適用事業所で無くなる直前の昭和30年2月1日にA社の従業員であった申立人と当該同僚にB社の従業員として厚生年金保険被保険者資格を取得させたと考えることが相当である。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④においてA社の事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月25日から28年8月1日まで

社会保険庁より送付されてきたねんきん特別便に、昭和27年3月から28年7月末日まで勤務していたA社の厚生年金保険加入記録が27年3月10日から同年10月25日までと記録されており、同年10月25日から28年8月1日までが未加入になっていることが分かった。同社では子供が生まれる直前まで勤務しており、同年*月*日に長男を出産している。勤務していた証明として27年11月8日に行った慰安旅行の写真を所持しており、勤務していたことは明らかである。妊娠していることを会社に黙っていたので、勤務時間及び出勤日数の短縮をしたことはない。お腹が目立つようになって、会社からそのことを理由に辞めた方がよいと言われ退職した。勤務していた間は保険料を給料から控除されていたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和27年11月8日に撮影されたとする慰安旅行の写真により申立人が申立期間のうち一定期間、A社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社の申立期間当時の事業主、総務事務担当者及び経理事務担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した被保険者9名に照会を行い6名から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 7 月 11 日まで
私は、A社の事業主であったが、同社が解散し、自分の勤務が終了する時まで給与額を変更したことは無い。社会保険庁の記録では、同社における勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額されているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立期間の標準報酬月額については、当初、53 万円と記録されていたところ、申立に係る事業所が適用事業所でなくなった後の平成 4 年 7 月 13 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿から、申立人が当該事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人の指示を受けて、平成 4 年ごろに社会保険事務所へ保険料の滞納について相談に行くと陳述する申立事業所の元従業員は、「社会保険事務所の職員から滞納保険料の整理について説明を受け、その場で申立人に電話によって報告した結果、誰の給与額を減額すれば良いのかという指示を申立人から受けた。」としている。さらに、申立人は、滞納している社会保険料の相談のため、自分の代理として当該元従業員を管轄社会保険事務所に訪問させたことを認めており、申立期間に係る同年 7 月 13 日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月 1 日から 26 年 2 月 6 日まで
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社の昭和 21 年 11 月 1 日から 26 年 2 月 6 日までの期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
当時、脱退手当金という給付制度そのものを知らなかった。
脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）をみると、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記載されているほか、給付記録欄に支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額の計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 26 年 8 月 6 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の脱退手当金が支給された当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 42 年 3 月まで厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 28 日から 37 年 5 月 26 日まで
② 昭和 37 年 6 月 5 日から同年 7 月 22 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 23 日から 39 年 8 月 21 日まで
④ 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 4 月 3 日まで
⑤ 昭和 40 年 4 月 3 日から 43 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社、B社、C社、D社及びE社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金について、自分で手続したことは一切無く、受け取ってもいない。是非調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社、C社、D社及びE社に勤務していた期間について、脱退手当金の受給申請手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年8月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 5 日から同年 12 月 23 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、高校卒業後にA業務従事者として勤務していたB社（現在は、C社。）における申立期間の標準報酬月額が1万6,000円と記録されている旨の回答を受けた。
しかし、申立期間は、毎月3万円の給与が支払われていたもので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社における申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額と大きく異なっていると申し立てている。

しかし、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一日に被保険者資格を取得し年齢及び性別も同じである17人の元従業員のうち、営業職であった2人を除く15人の資格取得時の標準報酬月額をみると、申立人と同じ1万6,000円と記録されていることが確認できる。

また、上記従業員のうち、申立人と同期入社であり年齢及び職種が同じ同僚は、「私の初任給は1万5,000円であった。A業務従事者で初任給が3万円というのは考えられない。」と陳述している。

さらに、C社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額（3万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から61年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。当該期間はA社の個人事業主であったが、B健康保険組合の健康保険に加入していたことから厚生年金保険にも加入していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、個人事業所の事業主は厚生年金保険の被保険者となることができないところ、申立人は、申立てに係るA社の代表者であったが、申立期間について、B健康保険組合で健康保険に加入していたことから、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、申立人が保管している当該事業所に係る昭和48年10月の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ると、申立人及びその妻の「厚年の決定」欄には「算定不要」の押印があることから、厚生年金保険の被保険者では無かったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、個人事業所として昭和44年5月1日に任意加入で厚生年金保険の新規適用となり、51年3月1日に適用事業所では無くなっていることから、申立期間のうち、当該日以降は適用事業所ではない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月に払い出されており、同年4月から60年12月までの国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 42 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私が申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 10 月から 42 年 7 月までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社から提出された社会保険管理カードを見ると、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、昭和 43 年 10 月 14 日であり、また、「43. 10. 19 退職」の記載も確認できるものの、申立期間に係る記録は無い。

これについて、A社は、「申立人については、社会保険管理カードに記載されているとおりであると認識しており、それ以外の期間についての勤務実態も無ければ、保険料も控除していない。」と陳述している。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和 41 年 6 月 1 日にB市で払い出されており、前後の払出し状況から職権適用により払い出されたことが推認されるが、この職権適用による払出しについて、B市では、国民健康保険被保険者名簿のうち、国民年金の未加入者に対して手帳記号番号を払い出すとしていることから、申立人は、同年 6 月時点では国民健康保険に加入しており、健康保険厚生年金保険には加入していなかったことが推測できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を

見ても、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月9日から30年3月2日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間については、退職することなく継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、いったん、被保険者資格を喪失し、その後再取得している者が、昭和25年から30年までの間に3人みられる上、当該3人のうち一人は、申立人と業務内容が同じであった旨回答している。

また、当該被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る資格の喪失に合わせて、健康保険証が返却された旨の記載が確認できる。

さらに、A社は、昭和48年に解散し、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、また、申立期間当時の社会保険事務担当者の氏名も不明であることから、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

このほか、申立人に係る申立期間の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年ごろから同年 10 月 26 日まで
② 昭和 61 年 12 月 27 日から 62 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会をしたところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間①及び②もA社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が昭和 61 年 7 月 1 日からA社に勤務していたことが確認される上、申立期間当時の同僚で現在の同社の代表者が「申立人は、申立期間当時、1 年ないし 1 年半程度の期間、A社に勤務していた。」と陳述していることから判断して、期間は特定できないものの、同年 7 月 1 日以前の期間においても、申立人が同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立期間当時に、A社で申立人の同僚として勤務していた代表者の二人の息子は、いずれも、自身等が記憶する入社時期から 10 か月後に厚生年金保険に加入していることから、同社では、申立期間当時、採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A社の現在の代表者は、「申立人は、すべての期間が正社員ではなく、当初は、臨時雇用であった記憶がある。」旨陳述している。

申立期間②については、申立人は、昭和 62 年 9 月までA社に引き続き勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 62 年 1 月 7 日に健康保険証を返却していることが確認できる。

また、雇用保険の記録でも、申立人は、昭和 62 年 1 月 9 日に被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険の記録とほぼ合致する。

さらに、申立期間当時の同僚等に照会しても、申立人が昭和 62 年 1 月 9 日以後も A 社に継続して勤務していたことを推認できる陳述は得られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 7 月 21 日から同年 10 月まで
③ 昭和 45 年 10 月 21 日から同年 11 月まで
④ 昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月まで
⑤ 昭和 50 年 1 月から同年 4 月 5 日まで
⑥ 昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 10 月まで
⑦ 昭和 53 年 11 月から 54 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①の期間は、先輩が勤務しているA社に入社し、F業務に従事していた。その後、申立期間②の期間は、友人の紹介でG職としてB社に勤務した。また、申立期間③の期間は、友人の紹介でC社に入社し、H業務の仕事をしていた。さらに、申立期間④は、昭和43年から44年に勤務していたときの友人の紹介でB社に再度入社し、前と同じG職として勤務した。申立期間⑤及び⑥の期間は、新聞に掲載されていた従業員募集に応募し、D社に入社し、I業務従事者として50年4月5日から53年10月まで勤務した。申立期間⑦の期間は、従業員募集の張り紙を見て、E社に入社し、J業務に従事していた。

しかし、これらの申立期間が厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和34年4月から36年12月26日までA社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では同年10月1日から同年12月26日までにおいて、同事業所に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、申立人がA社において先輩であったとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も申立人と同じ昭和36年10月1日となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に適用事業所で無くなっているほか、事業主も亡くなっており、また、上記名簿から申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある者を14人抽出調査したが、既に亡くなっているか所在が判明しないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかつた。

申立期間②について、申立人は、昭和43年9月24日から44年10月までB社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では43年9月24日から44年7月21日までにおいて、同事業所に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、申立人のB社における雇用保険の被保険者記録をみると、資格取得日が昭和43年9月24日、離職日は44年7月20日となっており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和44年7月21日付けの資格の喪失に伴い健康保険被保険者証を返納したことを示す押印が確認できるほか、同名簿の記載内容にも不自然な点はうかがえない。

さらに、当該事業所は、既に適用事業所で無くなっているほか、事業主の所在も不明である上、上記名簿から所在の判明した同僚6人に事情照会を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできなかつた。

申立期間③について、申立人は、昭和44年11月18日から45年11月までC社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では44年11月18日から45年10月21日までにおいて、同社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、申立人のC社における雇用保険の被保険者記録をみると、資格取得日が昭和44年11月18日、離職日は45年10月20日となっており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、C社は、「申立期間に係る人事記録において申立人の記録は見当たらないため申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としていることから、当該事業所及び事業主からは、申立人の同社での勤務実態及び保険料控除について確認することができなかつた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のほか、社会保険事務所が保管する当該

事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録のある同僚を抽出調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等について確認することはできなかった。

申立期間④について、申立人は昭和46年1月から48年3月までB社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人は46年1月から48年ごろまで同事業所に勤務していたとしており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたと推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、前述のとおり当該事業所は既に適用事業所で無くなっているほか、事業主の所在は不明の上、上記名簿から申立期間に被保険者記録のある同僚6人に事情照会を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間⑤及び⑥について、申立人は、昭和50年1月から53年10月までD社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では、50年4月5日から51年9月1日までにおいて、同社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、申立人のD社における雇用保険の被保険者記録をみると、資格取得日が昭和50年4月5日、離職日は51年8月31日となっており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間⑥と重なる昭和51年9月17日に求職者給付金の受給資格決定を受け、同給付金を受給していたところ、同年11月12日付けで就職を理由に同給付金の受給を終了していることが確認できる。

さらに、D社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としていることから、当該事業所及び事業主からは、申立人の同社での勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

申立期間⑦について、申立人は、昭和53年11月から58年4月1日までE社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では、54年6月1日から58年4月1日までにおいて、同社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、E社が保管する申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに同被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格取得日は昭和54年6月1日、資格喪失日は58年4月1日と記載されていることなどから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、E社は、「申立期間当時の資料については、上記以外に残っていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としていることから、当該事業所及び事業主からは、申立人の同社での勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚のほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録があり所在の判明した同僚に事情照会を行ったが、確たる陳述は得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月から20年8月1日まで

私は、それまで勤務していたA市の事業所が空襲で焼失したため、その後、昭和19年7月からB市内のC社に勤務し、D職としてE業務の仕事をしていたのに、厚生年金保険の加入記録が20年8月1日からとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤めていたA市内の勤務先の工場が空襲で焼失したため、昭和19年7月からB市内のC社に勤務していたとしているが、この空襲は20年*月であったことが確認できることから、申立人がC社に勤務したのはそれ以降と考えられる。

また、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、さらに、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、C社は既に適用事業所で無くなっており、申立期間当時の資料が無い上、事業主は既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 21 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社B支社のC市にあるH所に配属され、I業務に従事していた。申立期間②は、E社において、J業務に従事していたのに、社屋移転後の1か月以外には厚生年金保険被保険者としての記録が無い。申立期間③は、F社において、K業務に従事していた。申立期間④は、G社において、L業務に従事していた。いずれの会社でも、健康保険被保険者証を使った記憶は無いが、厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 40 年 7 月 21 日から同年 8 月 31 日までA社B支社に勤務していたと申し立てている。

しかし、当該事業主から提出された申立人自筆の履歴書を見ると、職歴記事の中に昭和 41 年 5 月にE社を退社したとの記載が確認できることから、当該履歴書はE社を退職後に作成し、A社B支社に提出したものとみられ、申立期間において同社には入社していなかったものと考えられる。

また、申立人は、A社B支社における同僚等の名前を記憶しておらず、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間②について、申立人は、昭和 40 年 8 月 1 日からE社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が名前を挙げた同僚一人及び社会保険事務

所の保管する同社に係る事業所別被保険者名簿から抽出調査した同僚二人は、「申立人がE社に勤務していたのを知っている。」と陳述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和41年4月1日になってからであり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、複数の同僚は、「詳しくは覚えていないが厚生年金保険の適用事業所となっていなかった時は保険料の控除は無かったと記憶している。」と陳述している。

さらに、E社は、昭和41年7月31日に適用事業所では無くなっている上、事業主は既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間③について、申立人は、昭和41年6月1日から42年3月1日までF社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が名前を挙げた同僚の妻は、「申立人と夫は、E社へ勤務していた当時の知人関係にあったと思う。」と陳述していること、及び申立人は申立期間における取締役の名前を覚えていたことなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、F社は、昭和41年9月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間のうち、同年9月1日から42年3月1日までの期間は適用事業所ではない。

また、F社の申立期間における事業主は、高齢で照会に対応できる状況ではなかったため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の保管するF社に係る事業所別被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚は、「申立人が同社に勤務していたことを覚えていない。」と陳述しているなど、申立人の申立期間における保険料控除等を明らかとする陳述は得られなかった。

加えて、上記名簿において申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間④について、申立人は、昭和46年7月1日から同年9月1日までG社に勤務していたと申し立てているところ、申立人は同社で厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚及び事業主の名前をいずれも覚えていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、G社の事業主は、「当社は、L業務を行っていたことから、取引先側からの要請で入社後2か月から3か月間は見習い期間として様子を見て、その後には正社員とした。」と陳述しているところ、申立人は2か月という短期間

で退職したとしていることから、正社員にはならなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所の保管するG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した当時の同僚も、「入社後2か月は正社員になれなかった。」と陳述し、ほかの同僚も、「入社後3か月はアルバイトの身分であった。」と陳述している。

さらに、上記名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違いによる検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4741

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで

夫は、A社の代表取締役として厚生年金保険に加入していた。申立期間当時、支給されていた給料と社会保険庁に届け出されている標準報酬月額が不当に低くさかのぼって減額処理されているので、元に戻してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社に係る閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成 4 年 9 月 30 日）の後の平成 4 年 10 月 2 日付けで、2 年 10 月から 4 年 8 月までの 22 か月の申立人の標準報酬月額をさかのぼって 26 万円から 8 万円に減額する処理が行われていることが確認できる。さらに、その 26 日後の同年 10 月 28 日付けで、さかのぼって減額処理した期間のうち、前半の 2 年 10 月から 3 年 2 月までの 4 か月については 8 万円から元の 26 万円に戻す処理をしていることが確認できる。

このように、申立人の標準報酬月額は、2 回にわたって訂正処理されていることなどから、事業主から記録訂正の原因となる訂正届が提出されているものと考えられるところ、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の被保険者数は 10 人前後で推移していたところ、昭和 63 年 8 月以降は、同社代表取締役であった申立人と 65 歳以上のため健康保険のみの加入であったとみられる従業員一人の 2 人だけであったこ

と、及び申立人は業務執行責任を負う代表取締役であったことなどから判断すると、代表取締役であった申立人が非関与で承知していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月から27年6月まで

社会保険庁の記録では、私がA事業所（昭和31年8月1日にB社に組織変更。）に勤めていた昭和26年8月から27年6月までが厚生年金保険の未加入期間となっている。

私は、A事業所を退職してから9か月の失業保険を受給しており、同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A事業所は、昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同事業所は適用事業所とはなっていない。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年7月1日と同一日に同事業所での被保険者資格を取得していることが、管轄社会保険事務所が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚は、「私は、昭和26年からA事業所に勤務していた。明確には記憶していないが、事業所が法人化された31年夏ごろに厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されるようになったと思う。」旨陳述している。

さらに、A事業所は、昭和40年9月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主及び申立人を同事業所に紹介したとき

れる同僚は所在不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月18日から34年4月1日まで
② 昭和34年4月1日から同年5月10日まで

社会保険庁の記録では、私がA社に勤務していた昭和33年8月18日から34年4月1日まで（申立期間①）及びB社に勤務していた同年4月1日から同年5月10日まで（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされている。

A社及びB社では、C職として勤務していたため、船員保険には加入していなかったが、厚生年金保険には加入していたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地及び同社が所有していたE船名を明確に記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主は所在不明のため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

また、申立人と同様にA社でC職をしていたとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が入社から約1年経過後となっていることが、当該同僚の陳述及び管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、当該同僚は、「A社では、入社後に試用期間があったと思う。」旨陳述している。さらに、申立人と職種が異なるものの、同社での申立期間①当時の在籍が確認できる別の同僚も、「期間に個人差はあったが、入社後に試用期間があり、私も入社後しばらく経過してから厚生年金保険に加入している。

試用期間が終わる前に辞めていく人もいた。」旨陳述している。

これらのことから、申立期間①当時のA社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであり、申立人については、被保険者資格の取得手続が行われる前に同社を退職したものと考えられる。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、B社で経理事務を担当していた事業主の妹が申立人のことを記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、B社は、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間②において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、B社は、昭和61年5月31日に適用事業所では無くなっており、申立期間②当時の事業主は既に死亡している上、同社で経理事務を担当していた事業主の妹からは、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られなかった。

さらに、申立人が、B社での申立期間②当時の同僚として名前を挙げた者の同社での厚生年金保険加入記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 2 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 31 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 45 年 3 月 2 日とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日に同社での被保険者資格を取得している同僚二人の証言から、申立人が昭和 45 年 3 月 2 日以前から同社に在籍していたことは推定できるものの、当該同僚二人は、「申立人の明確な在籍時期及び期間までは分からない。」旨陳述している。

また、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における在籍状況及び勤務実態に関する陳述は得られなかった。

さらに、A 社は、昭和 51 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

加えて、複数の同僚は、「A 社では、入社後に試用期間があった。」旨陳述している上、そのうち、申立人より先に入社している同僚の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同一日となっていることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間当時の同社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 25 日から 34 年 1 月 11 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 26 日まで

社会保険庁の記録では、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続をしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和37年4月2日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計9ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は11人であり、うち10人が資格喪失後5か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さは見られない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 26 日まで

私は、標準報酬月額が平成 8 年 10 月から引き下げられていることを、今回の調査で初めて知らされた。A 社では名義上は代表取締役であったが、事実上は夫(死亡)が経営していた。標準報酬月額の引き下げに関しては、全く知らなかったので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日(平成 9 年 3 月 26 日)の後の平成 9 年 4 月 7 日付けで、8 年 10 月から 9 年 2 月までの 5 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「当時、会社の経営は良くなかったので、実質的な経営者であった夫が社会保険事務所と相談したかもしれないが、自分は全く記憶が無い。」としているが、申立期間当時、「不況で経営的には苦しかったし、自分以外には夫しか会社に残っていなかったため、保険料の支払いについて社会保険事務所と相談したのかも知れない。」と陳述しており、申立人は、A 社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額について同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、同社の業務を執行する責任を負っており、会社の業務としてなされた行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である減額処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 2 日から 34 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。確かにA事業所で勤務し、同事業所の事業主も社会保険に加入してあげようと話していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A事業所の代表者及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明のため、これらの者から、申立人の同事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、「A事業所は個人会社であり、従業員も二人であった。」と陳述しており、申立期間において同事業所は、厚生年金保険の対象事業所(従業員5人以上の事業所)で無かったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 36 年 8 月 31 日まで

私は、A社のB事業所(C県)で勤務していた親族(義兄)の紹介で、昭和33年9月から同事業所で就労し、その後、同事業所とD事業所(E県)のF業務に従事した。しかし、社会保険庁の記録では、B事業所のF業務に従事していた期間の厚生年金保険の記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社のB事業所で勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる同僚は、「事業所での臨時雇用の場合、すぐには厚生年金保険には加入せず、次の事業所から加入させるなど、主に所長の裁量に任せられていた。」と陳述しており、同被保険者名簿に名前が確認できるほかの同僚も、「私は、知人の紹介でA社のB事業所に現地採用されたが、次に勤務した事業所(G県)から本採用となり、厚生年金保険に加入した。」と陳述している。

また、申立人をA社に紹介し、B事業所で共に勤務したとする親族(義兄)についても、同事業所で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から同年4月3日まで

私は、知人の紹介でA社B事業所に現場採用された。入社から約33年間、A社関連の会社で継続して勤務し、退職した記憶は無い。申立期間もC業務等のため勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社B事業所に在職していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、A社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和32年1月1日に被保険者資格を喪失している者が多数みられるが、これについて申立期間当時、同社B事業所の下請会社であったD社の事務担当者は、「申立人はD社社員（臨時雇用）であったが、厚生年金保険はA社B事業所で加入していた。D社所属の従業員の社会保険等加入手続は、事業主がA社B事業所に申し出て、届出を行っていたが、当時、D社の経営ができなくなったため、昭和32年1月1日に従業員全員の厚生年金保険の資格を喪失させた。」と陳述している。

また、申立人が昭和32年10月10日にA社B事業所に提出した履歴書には、「昭和32年4月、E業務に転職」と記載されており、同時期に申立人が職種を変更して新たに勤務を始めたことが確認できる。

さらに、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で、健康保険の整理番号で欠番はみられない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月24日から28年8月5日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間については、A船に乗っていた事実が確認できる船員手帳があるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において、A船に乗り組み、B職として使用されていたことは確認できる。

しかしながら、上記船員手帳から確認できるA船に係る船舶所有者は、社会保険庁が保管する船舶所有者名簿において、船員保険の船舶所有者としての記録は無い。

また、このA船に係る船舶所有者については、所在が不明であることから、この者から申立期間に係る申立人の船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A船に乗っていた同僚は当該船舶所有者の親族(兄弟)一人のみで、氏名までは覚えていないと陳述しており、当該同僚から申立期間に係る申立人の船員保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年ごろから 59 年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、時期は明確でないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成8年3月25日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、14年12月3日付けで解散していることから、申立事実を確認できる関連資料は無く、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和57年8月1日に被保険者資格を取得している者は、申立期間当時の役員及びその後役員に就任した者等であることが確認でき、申立期間当時の総務担当者も、「厚生年金保険を新規適用した際、最初に役員を加入させる手続をした。」と陳述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同じ職種であったと記憶する同僚の加入記録は無く、同名簿で記録が確認できる複数の同僚の証言から、同社における勤務期間と厚生年金保険の加入期間は必ずしも一致していなかったことが推認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間において健康

保険の整理番号に欠落はみられない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 42 年 11 月 1 日にD県E市において厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、また、43 年 10 月 1 日にB県C市において新規適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、D県E市におけるA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、昭和 43 年 2 月 28 日付けで健康保険証が返納されていることを示す「証返納」の押印が確認できる。

加えて、A社（B県C市）は、昭和 50 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、同年 8 月 12 日付けで解散していることから、申立事実を確認できる関連資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。